

第36回平成23年3月与謝野町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年3月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時31分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員（1名）

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課主幹	植田 弘志 (午前)	教育委員長	白杉 直久
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾 (午後)	商工観光課長	太田 明
総務課長	奥野 稔	農林課長	浪江 学
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	教育推進課長	土田 清司
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育次長	鈴木 雅之
加悦地域振興課長	和田 茂	下水道課長	西村 良久
税務課長	日高 勝典	水道課長	吉田 達雄
住民環境課長	永島 洋視	保健課長	泉谷 貞行
会計室長	金谷 肇	福祉課長	佐賀 義之
建設課長	西原 正樹		

5. 議事日程

日程第 1

一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

本日は思わぬ雪が降って、きょうも除雪にお世話になったようでございます。大変ご苦労さんであったと思います。

ご報告申し上げます。小林庸夫議員から欠席の届けが参っております。

それから、行政のほうで企画財政課長の吉田参事が午前中欠席で、植田主幹が代理で出席をしてくれておりますので、皆さん方にご報告を申し上げます。

昨日に引き続き、きょうは一般質問、簡潔明瞭に質疑応答ともよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

最初に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5 番(塩見 晋) おはようございます。

議長の許可をいただきまして、通告に基づき一般質問をいたします。

寒さ暑さも彼岸までと申しますが、寒暖の差の激しい毎日が続いております。けさは雪が積まりました。私も体調管理を万全にして3月の議会を終わりたいと思っております。

それでは、本題に入ります。去る6日の日曜日、宮津与謝道路のプレイベントが京都府管理最長トンネル内を歩く天橋立トンネルウォークと銘打って与謝天橋立インターチェンジ付近で開催されました。私も午前中は所用があり、午後になりましたが、1時ごろイベント会場へ行ってまいりました。運動靴をはいてトンネル内を多くの方と歩いてきました。手前の大師山のトンネルを抜け、石小谷橋を通り、地蔵トンネルの途中で折り返す3.4キロメートルのコースでありました。新しい道路を、参加された方々と一緒に歩きながら3月12日の午後には自動車道として多くの車が走るようになるのかなと感慨にふけりながらのウォーキングでした。途中、京都府道路公社の方と歩きながら話を伺うと、工事費用はトンネル本体が避難道とともに約120億円、電気計装などの設備が約30億円、合計150億円のお金と5年の歳月をかけて完成したとのことでありました。本当に立派な道ができていまして、この道も新しい与謝野町の入り口になるのかとの思いを新たにしました。新しい道ができるということは、この地域にとって一番の喜びであり、慶事であろうと思います。

さて、道路改良やバイパスの開通により大きく車の流れが変わってきます。与謝野町への車の流れも旧加悦町の与謝は国道176号線与謝峠の改修ができて、一躍丹後への入り口となりましたが、しばらくして京都縦貫道が宮津天橋立インターまで延伸すると車の流れが大きく変わり、今では通行車両は減っています。与謝野町としても変化していく交通の流れに対応して、道路や環境の整備をしていかなければならないと思います。

最初に与謝野町に関係する主要な道路について簡単に触れてみますと、町内を通過する国道ですが、176号線、178号線、それから312号線と3本があります。先ほどのプレイベント

が行われた鳥取豊岡宮津自動車道宮津与謝道路は321号線のバイパスとなっているようです。府道は主要地方道と一般府道があり、主要地方道として4本があります。府道2号線は宮津養父線で、宮津市から兵庫県の養父市までつながっています。また、府道16号線は宮津野田川線で宮津市から与謝野町までつながっております。府道53号線は網野岩滝線で与謝野町岩滝から京丹后市網野の178号線までつながっております。府道76号線は野田川大宮線で与謝野町、石川から幾地を通り京丹後の大宮町へとつながっており、国道を含めて、これらの道路が与謝野町の自動車交通路の基幹となっていますが、それぞれの主要地方道に改修の必要な箇所があり、与謝野町は、その要望を府にしております。

今回は府道2号線宮津養父線について、質問をいたします。この道路についての事業は府が行うのであり、与謝野町としては府に事業の採択を要望をすることしかできないのが現状であります。長年、要望を続けても一向に進展が見えない状況が続いております。この道路の問題については旧野田川町の時代により府への要望活動を続けており、早期の改良の必要性については、今まで多くの方が取り上げられ、合併後の議会の中でも一般質問などでたびたび質問をされていますので、それを参考にしてみたいと思います。

まず、平成18年6月の第2回定例会で小林議員が峠の改良を訴えられております。その中の答弁で町長は、昨年度には測量設計費が計上され、ルートの見直しが行われ、事業実施に向けて再検討をしていただけると聞いており、事業実施に向け、あと1歩のところまで来ていると感じているが、一番のネックは通過車両が一日当たり1,500台を超えなければ国庫補助事業の対象にならないところ、実際の通過車両は150台弱と少なく、これが岩屋峠の改良が進んでいないことの一因と考えておりますが、今後とも協議会とともに強く要望していきたいと答えられております。同じく6月議会で吉議員が藤の森線、岩屋川線の整備と府道2号線の改修を訴えておられます。吉議員の質問に町長は、現在、休止状態だが、岩屋川線の完成が府道を迎えるために大事なことも答えておられます。そして、同じ議会で今田議員の道路整備についての質問の中では、与謝野町と豊岡市を結ぶ3路線とも交通の隘路があり、峠部分を含み整備ができていない状態があるので、全路線について整備促進を図りたいが、公共事業を取り巻く状況が厳しい中、予算的なことを考えると、主要地方道と一般府道との観点からも、優先順位をつけて整備をしていかなければならないので、豊岡市や府、兵庫県とも整備促進についての協議をしていく。また、地域間の人的交流は大変重要であるので、地域間の交流を深める期成同盟会の活動が重要になるとも答えておられます。

少し後になりますが、21年5月定例会の一般質問で小林議員が宮津養父線を国道に昇格を議題として早期の改良を問題にして質問しておられます。その中身は国道への昇格のほかには災害時の土砂崩れ、交通事故の多発などを上げて問題点を指摘しておられます。府の京の道重点プランなどの道路行政を引き合いにして、早期の峠部分の改良を求めておられます。私も国道以外は同様の考えを持っております。また、それに対する町長の答弁は国道昇格ではなく、府道の状況の中でやる。また、改良の必要性は京都府も重々理解をいただいているので、岩屋峠改良促進協議会とともに粘り強く要望していくとのことでしたが、現実には休止のままの状況が続いております。

そこで1点目の質問です。今年度も、昨年11月16日、協議会の会長である太田町長を先頭

に地元与謝野町、豊岡市、宮津市の総勢21人が官民一体となって府庁に副知事を訪ね、要望活動に行ってきました。今回は、副知事に面会をして、私たちの要望を伝えてきました。限られた時間の要望活動でしたが、以前、参加をさせていただいたころよりも、少し前向きな感じを私は受けました。その後の府との調整はどのようになっているのでしょうか。

続きまして、2点目に協議会の委員が府県を超えた複数の自治体に別れているので、相互の意思の疎通を図れる協議会にしなければと思いますし、町長も過去にそういう発言をされていますが、その方策をお尋ねいたします。

3点目として、私としては、一日も早く改良に着手していただきたいとの思いを多くの行動で示さなければとの思いがあります。京都府への要望活動を年1回ではなく、もっと活発にしてみたらというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、3点、府道2号線（宮津養父線）の岩屋峠の改修についての質問といたします。

次に、地上デジタル放送について質問にかかります。

本年7月24日までで長年親しんだ地上波のアナログ放送は終了します。日本の地上デジタル放送は2003年12月に関東圏、中京圏、近畿圏の3大都市圏で放送が開始され、その他の地域でも順次開始されてきました。既に何千万台も普及しているテレビ受像器がすべて地上デジタル放送対応になるには相当な時間がかかることが予想されるため、2011年7月までは従来のアナログ放送と地上デジタル放送で全く同一の内容を放送する方式が現在、行われております。

さて、平成23年1月25日発行の広報よさのお知らせ版に、総務省は7月24日までの申込者に限り経済的な理由で地上デジタル放送を、まだ、視聴できない低所得世帯に対して、地上デジタル放送対応の簡易なチューナーの無償給付支援をするので、生活保護世帯など、NHK放送受信料が全額免除の世帯、市町村民税が非課税の世帯など、該当する方は総務省地デジチューナー支援実施センターへお問い合わせください。あわせて町民有線テレビに加入の方はデジアナ変換により平成27年3月まではアナログテレビで視聴することができますが、この期間が過ぎますと、アナログテレビでは視聴できなくなりますので、該当すると思われる方は今回の制度をご利用いただき、チューナーを設置されることをお勧めしますと掲載されておりました。

与謝野町は地デジ対応も含めた地域情報化を平成21年度から進めて、全町内で、希望すれば視聴できる環境ができております。KYTの加入申し込みをしてみると1月31日現在、Aプランの申し込みが3,374戸、Bプランの申し込みが2,391戸、合計で5,773戸の家庭で視聴できるようになっているようであります。率にして63.5%の加入です。残りの36%余りの町有線テレビに未加入の家庭でデジタルテレビやデジタルチューナーをつけていない家庭は、7月25日以降は視聴ができなくなります。私の想像では未加入のほとんどの家庭がデジタル化の対応ができていると思っておりますが、独居や高齢の方など、その対応のできない方がおられるのではないかと危惧をしております。この対応は基本的には国、総務省が行い、与謝野町はデジサポ京都が対応していますが、町民からテレビ難民を出さないための与謝野町の対応は、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上で2件の1回目の質問を終わりといたします。よろしくお願ひします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

早速でございますが、塩見議員のご質問、第1番目、主要地方道、府道2号線（宮津養父線）岩屋峠の改良促進についてお答えいたします。

まず、過去の経過とあわせて現在の状況をご説明申し上げます。当路線につきましては、宮津市から兵庫県養父市を結ぶ主要地方道の2号線として古くから地域の住民生活や経済にとって大変重要な道路でありますとともに、宮津・天橋立から出石・城崎など、北近畿の観光地を結ぶ道路としても重要な役割を担っております。この峠の道路改良につきましては、平成9年5月にルート説明が開催され、同年11月には幅杭が打設されるなど、岩屋区の長年の夢の実現に向けて大きく動き出しましたが、諸事情により残念ながら休止の状況になりました。このような状況から平成13年に主要地方道宮津養父線岩屋峠改良促進協議会が設立され、関係の2市1町で要望活動を展開しているところでございます。その後の件につきましては、ただいま塩見議員がるる申されたとおりでございます。

さて、ご質問の1点目、昨年11月の要望活動以後の状況でございますが、京都府からはルート自体は平成9年当時と変更はないとお聞きしており、平成21年度には町道岩屋川線が当路線に接続したことを受け、この付近の交差点改良の設計を実施し、今年度には登坂線の設置などの設計見直しを実施するとお聞きしております。しかしながら、目に見えて事業が進捗している状況ではございません。鳥取豊岡宮津自動車道の宮津与謝道路が3月12日開通することから、当路線の重要性はさらに高まっていくというふうに考えておきまして、一層、要望活動を強めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目、協議会の委員が複数の自治体に分かれているので、相互の意思疎通を図れる協議会にしてはどのこととございますが、議員の申されるとおりでございます。行政の協力はもちろんのこと、それぞれの地域で意見を出していただき、地域の意思疎通、交流を図ることが重要ではないかというふうに考えております。

最後に京都府への要望活動を年1回ではなく、もっと活発にできないかのご提案でございますが、要望活動を行う際の窓口となっております京都府丹後土木事務所と相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問のテレビ難民を出さないための対応策についてお答えいたします。まず、国の動きでございますが、本年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けまして、残された期間内での必要な環境整備、支援策を実施し、デジタル放送完全移行を実現するため、総力を挙げた取り組みが実施されているところでございます。中でもNHKや民放各社の放送等を通じて、さらなる周知強化を図るとともに先ほども出ていました総務省が設置しております京都府テレビ受信者支援センター、通称デジサポ京都が中心となって、特に高齢者や、あるいは体の不自由な方への地デジ対応を促すこととし、地デジコールセンターでの電話相談や身近な臨時相談コーナーによる対面相談、また、自治体等の関係者や民生委員を通じての声かけや資料配布、専門的支援では地デジサポーターによります戸別訪問など、きめ細やかな、そうしたサポートが進められております。また、地デジチューナー給付支援として総務省地デジチューナー支援実施センターが中心になってNHK受信料金額免除世帯へのチューナー給付やアンテナ改修支援に加え、新たに市町村民税非課税世帯へもチューナー給付支援を拡充するなど、テレビ難民を出さな

い、そうした取り組みが全力で進められているところでございます。

当町でも、この取り組みの全面的バックアップを行いながら広報や地デジ説明会などの開催、有線テレビ拡張事業の一環としてテレビ難視聴域の、そうした解消はもちろんのこと、加入促進の一環として宅内配線工事の補助支援を行い、地デジ対応の促進を図ってきたところでございます。さらにデジアナ変換の再送信同意をNHKや民放各社から受けることにより、有線テレビ加入世帯は平成27年3月31日まで今のアナログテレビをそのままお使いできるよう整備を進めております。地デジ難民を出さないよう全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

以上、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。まず、最初に、それでは府道2号線のほうについて、再質問をいたします。今、町長が京都府のほうは平成9年とルートの変更はないというふうに聞いているということをおっしゃいました。それから、岩屋川線との取りつけのところの設計見直しをするということのようですが、私としては、これ全体が、いつになったら動くのかなという、そういう部分が非常に見えにくいので、質問をしておるわけですが、ちょうど今から思いますと、平成9年の工事がとまりましたところに、ちょうど私も区の役で、そこら辺の担当をさせてもらっておりまして、いろいろと調べておりました。若干、そこら辺で、その現実をご存じないかもわかりませんので、少し、その部分をお話ししてみたいと思います。

当時は、宮津八鹿線と言っておりまして、京都府は峠の頂上からカーブを少なくする改良を進めてきておりまして、今、ちょうどダムのある付近までは、大体、改良ができております。ダムから下の峠の山間部をカーブを少なくして、そのすその農地の部分に新道をつくる計画で法線を示して改良したいというのが、京都府より町を通して区に通知がありました。区は長年、期待をしていたので、峠の改良がいよいよやってもらえると、区を挙げての協力体制を敷いたのですが、先ほどおっしゃいましたように突然、中止になりまして、大きな問題は財政の問題であるというふうには聞いてはおりますが、その後、毎年、町長もおっしゃいましたように府県を超えて合同で要望書を携え、府庁を訪ねているというような状況であります。

さて、その9年ごろ、岩屋区は、どういう対応をしたかといいますと、平成9年5月29日には岩屋区の役員、財産管理委員、地元議員を集めて当時の京都府宮津土木事務所、野田川町建設課が府道宮津八鹿線ルート説明会を開催しております。その中で、皆様に協力をいただき、一定の現地測量を済ますことができましたので、その結果を説明しますということで、その場で法線の図面も見せていただきました。平成9年8月15日には野田川町建設課、岩屋区財産区により府道宮津八鹿線の岩屋峠改良に伴う測量業務の協力について区民に公告をし、地権者の方には文書を持参してお願いをしました。また、財産区の貸与地にかかる部分も多くあるため、財産区の役員さんは関係権利者70人を超す区民の一部権利放棄の了承印をいただいたり、区は私有地の所有者や近隣の隣接する土地の所有者など50数人へ、測量のための立ち入り杭打ちなどの作業も行ってきました。そして、平成9年12月16日には野田川町役場建設課が町道岩屋川線の先線測量についての依頼を関係者に公告しております。その中には当時の岩屋川線の先線については、府道宮津八鹿線の道路改良とあわせて進めていきたいと考えておりましたが、岩屋区との一定の方向を決定しましたので、平成10年10月1日から用地測量調査に入ると書かれておりま

す。古い話を長々しましたが、岩屋峠の改修と岩屋川線の新設とは、最初からリンクをしておりまして、先ほども町長もおっしゃいましたが、24年に岩屋川線が完了するという、この見込まれてる、今、2号線の峠の改良部分を強く要望していただきたいというふうに思っております。

一応ここまでで、当時の経過をお話ししましたが、これについては、町長はどのように思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本当に当時のことを思い出しますと、いろいろと地元のご努力によって、平成9年の、そうしたルートの説明会がされた後、秋には、いよいよということで、幅杭が打設されるというふうな、本当に今にも事業が動き出しそうな、そんな時期でございましたし、いろいろと区の中でもご意見があった中で、岩屋区民の方が一丸となって、そうした取り組みをされたという、そういう本当にご労苦をいただいた、そうしたことを今、改めて思い出すわけでございますけれども、その後、協議会を設立しまして、2市1町で要望活動を行ったりもしております。しかし、なかなか遅々と、それ以降も財政の理由でもって進んでいないというのが現実ですし、途中に一度、ルート、上っていきますところ辺の、一番カーブのきつところ辺を変えるために見直しとして、一つの案が出されてたこともございましたけれども、なかなかそれも、大変な土の処分等々によって、これは非常に難しいということで、また、元のルートに今現在、戻っているという、そういう紆余曲折があつての今になっております。そうした中で、今回、宮津与謝道路が開通するという、京都府の場合も同じ名前といいますか、宮津と与謝野町を、昔は野田川でしたけれども、つなぐ道路ですので、どうしてもバイパスのほうの道路が優先されまして、なかなか岩屋峠のほうのところに大きく予算をつぎ込むということができなかったというのが現実ではないかというふうに思っております。

しかし、岩屋川線も、そうして府道に取りつくところまできておりますので、今後に向けては、やはり生活道路としての道路の改良ということについて、当初の予定どおりはいかないまでも、何とか急なカーブが緩和されるような、そうした方向も含めて強く要望していく必要があるかなというふうに改めて感じているところでございます。

それにつけましても、なかなか2市1町の協議でございますので、要望活動に行きますのにも日程調整が非常に難しい状況で、年に2回、1回と言わずというお言葉ですけれども、なかなかそうした要望活動の日程設定も厳しい状況の中でございます。それも大事ですし、やはりもう少し落ちついて協議会の中でも戦略を練るといいますか、ほかの市町、また、県会議員、府会議員の両先生にもお世話になっておりますけれども、そうした中での、もう少し戦略を練る必要があるんではなかろうかなというふうに今、感じているところでございます。なかなか進まない、この事業を、府のほうは少しずつでも改良をして、何とか対応しているというふうにおっしゃっておりますけれども、もともとの願いからは少し遠ざかっておりますので、そうしたところのすり合わせといいますか、府との考え方をもう少し突っ込んで具体的な話ができるような、そういう環境を整えていく必要があるんではないかというふうに感じております。感じというようなことで、具体的には、今のところ現状としては、今、取り組んでいるような現状に終わっているということでございますけれども、一応、ご質問の答弁になったどうかわかりませんが、今現在の状



況は、そういった状況でございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、協議会の話のほうは若干されましたので、そのことについて少しお尋ねしてみたいと思いますが、促進協議会をつくって要望をしてきております。それまでに、先ほど町長も言われましたように、それぞれの地域で集まって協議会の総会というものを年に1回やっているわけですが、先ほど、町長が言われましたように、作戦を練るとか、そういうふうなことはほど遠い内容でして、1年の予算、決算を話すだけで、前回、旧但東町役場でありました、そちらのほうに、私も参加をさせてもらいましたが、はっきり言いまして、与謝野町からの府道が、豊岡市に抜ける府道が3線ありまして、一番初めに岩屋峠の期成同盟会の総会、それが済んだら、次は関係する地域の方だけがかかわるだけで、あとは同じ方で、次は今度、滝だったか加悦奥だったかわかりませんが、道の総会、それが済んだら、もう一つの総会と、三つの総会が同じ日に、時間だけずらして行われていまして、とてもそういう、今、町長が言われてるような作戦を練るとか、みんなで一生懸命内容に入って話をするとか、お互いの意思の疎通をとるとか、そういうふうなことが全くできないような状況の協議会であるというふうに、私は思っていました、その点は、町長、どう思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどおっしゃったように三つの路線がある中で、特に、この岩屋峠については、今、豊岡市になっておりますけれども、そちらからの要望も非常に強くございましたし、呼びかけ等も旧但東町ですね、但東町のときから非常に熱い思いを向こうの区の区長さん、あるいは地元の方たちの、そうした熱意が伝わってくるような論議があったこともございました。しかし、新町になってから、なかなか取り組みも、広くなったといえますか、対象になります、そうした地域はわかりませんが、それぞれがなかなかもう少しゆっくりと時間を持った中で話すということが旧町のときとは違って、旧町のときですと、それぞれの町が対応したわけですが、一つになっておりますので、全部ひっくるめた与謝野町の中に、そういう三つの路線があるという形に変わりましたので、そうした意味では、一つ一つの路線の要望というのが、むしろ強くなればいいですけど、一つになったことによって薄れてしまったといったらおかしいですけども、ちょっと打ち出し方が、我々にとっても一考を要することがあるではないかなというふうに考えております。しかし、豊岡市の方々がおっしゃるには、やはり、この岩屋峠の改修というのは、この与謝野町の人にとってもだけれども、豊岡からこっちへ出てくる、いろんな生活道路として使わせてもらっている中でも、できるだけ早くきちんとした安全な道路となるような方策をしてほしいということで、毎回の協議会等にも積極的に出てきていただいて、いろいろとご意見をいただいているところでございます。そうした中で、なかなかそれが要望活動の中で生かされてきていないといえますか、結果的に、そういう状況になっていきますことについては、やはり今後、一考を要する課題ではないかというふうに思っております。

前といえますか、旧町のときには結構、ある程度の、夜に集まりを持って、そして、その中で地元の皆さん方といろいろ意見交換もしたようなことがありますけれども、なかなか時代の変わりゆく中で、そうした場を持つことも非常に難しくなったという状況の中で、今後も、もう少しどういった方向を目指したらいいのか、やることは一緒なんですけれども、先ほど言いましたよ

うな一工夫が今以上に必要じゃないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そのことにつきまして、確かに行政のほうにばかり言うのではなくて、やっぱり民間でも交流をしていかないといけないということはあるんですが、どうしても地区の役員さんなんかも、それぞれの任期でかわっていかれます。そういう中で、知り合いとか姻戚関係があれば、お話をしかけるきっかけもつくれるんですが、なかなかそういう部分もできていないというのも実情でありますけれども、ただ、一つ思うには、やっぱり要望に行くにしても、府庁に行くにしても、与謝野町は与謝野町のバスで、豊岡市は豊岡市のバスで府庁に行っても、そんなに府庁の中で、あまり時間がありませんので、話すこともないですし、そういう往復のバスの中でもうまいこと一緒に乗り合わせて一定の利用できるとかいうような方法が考えられたらなというふうに思ったりもするんですが、そういう部分、いろいろな方策はあると思いますし、今、町長も言いたくなるように、やっぱり一番地元がしっかり、そういう部分では連携しながらやっていかないと、うまいこといかな部分もできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、去年でしたか、バイクの事故がありまして、ヘリコプターが、ドクターヘリが飛んできたようなこともありました。ことしの冬は大きな事故はちょっと聞いてはおらないんですが、皆さん、ご存じなんです、非常に危険な道路でもありますし、先ほどもおっしゃいました宮津与謝道路の開通も相まって、京都府にアクションをするには一番いいときじゃないかというふうに思いますので、ぜひ頑張ってやってほしいと、町からは願ひするしかないの、要望活動しかないということもよくわかりますので、その点、よろしく願ひしたいと思います。

2号線のことは、ここにおきまして、地デジのほうに移りたいと思います。先ほど、町を挙げてバックアップしていくんだというふうなことをおっしゃいましたが、それでは、町のほうは、この問題について対応できる窓口というのは、どこにされておられるんでしょうか。その点、願ひします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、初めの岩屋峠のほうの件ですけれども、あそこの岩屋川線との取りつけのところが完成すると、そういう意味では非常にいい時期だと思いますので、もう少し内部でも考え、ご提案いただいたようなことも含めて、今後につなげていきたいというふうに思っております。

この地上デジタル放送の件につきましては、今、企画財政課のほうに取りつけ等々の、そうした工事についてはやっております、あとは加悦の地域振興課、特に加悦に移ってっておりますので、そちらのほうに対応をしているということで、決まった窓口といいますか、ここですということにはなっておりませんが、地域振興課、加悦の地域振興課、あるいは企画財政課で対応をさせていただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 地デジのほうの話ですが、今、町長が言われたのはKYT関連の接続のことについての話かなというふうに思うんですが、それは頑張って加入をふやしていただいて、そういう難民の方が出ないようにしていきたいとは思いますが、私が聞いているのは、そこに入られない、

もしくはまだ、入っておられない独居や老人の世帯があるんじゃないかと。そういう方に対して、恐らくデジサポ京都は、そこまでのことは、こちらからアクションをせん限り行動はしてくれないというふうに思いますので、そういうことについて、町は、どのぐらいの、そういう方がおられるのか、それから、どういう対応をとっていったらいいのかということは全く考えておられないということでしょうか。それとも、それに対する対応を考えておられるのであれば、その実態をお知らせ願いたいと、このように思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な対応につきましては、植田主幹のほうから答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 植田企画財政課主幹。

企画財政課主幹（植田弘志） 塩見議員さんの窓口はということで、町長のほうから企画財政課、それから、加悦地域振興課ということでお答えさせていただいております。KYTに入っていないお客様のことだということで、今お聞きしておりますので、一般的にいいましたら、企画財政課のほうで未加入の方もご相談を受けさせていただいております。PRにつきましては、企画財政課から、先ほど、塩見議員がおっしゃいましたお知らせ版とかで一般の皆様には、そういう格好でお知らせさせていただいておりますし、個別のお知らせにつきましては、福祉課のほうと連携させていただいておりますし、民生委員にお願いをしております。デジサポのほうからパンフレットとか資料をいただいておりますし、独居老人の方とか高齢者の方につきましては、民生委員のお手数をかけてもらっておるんですけれども、そちらのほうから配らせてもらっております。デジサポのほうの資料のをいただいておりますけれども、21年、22年度で本町のほうから大体140件余りの申請が出ておると、個別の細かい数字と、どこどこというのはお知らせいただけないんですけれども、今140ぐらいな支援の申請をいただいておりますし、処理をしておるということでお聞きしております。以上です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうですか、デジサポ京都のほうに140件、与謝野町からいろんな問い合わせが来ているということで、実際にチューナーの申請が何台かということはちょっとわからんにしましても、私が想像していた以上に結構な数なんで、ちょっとそれこそ危惧する気持ちがあるんですけど、強くなったんですが、先ほど言いました34%ですか、6%程度の方が入っておられないという方で、僕は大方の方が対応できるんじゃないかと思っていましたけれども、今の話を聞きますと、もう少し町のほうが、先ほど言いました民生委員、そういう方を通じてお知らせをしているということですが、力を入れて、お知らせだけじゃなしに、もう少し踏み込んで、どういう形でテレビを見ておられるのかというようなことまで、ある程度、調べてもらって、そういう対応をやってあげると言っちゃ、言い方おかしいんですが、デジサポの見れない、デジタル放送の見れない方が、本当に町から出ないように、今以上に増して対応をしっかりしてほしいというふうに思います。

それから、その対応が今、企画財政だということは、ここでは聞きましたが、実際に、それでは、それを企画財政で受け付けますよというアナウンスとか、それはあまりなかったと思います。ただ、デジサポのほうから来ている、総務省から来ているチューナーのあつせんとか、そういう部分では企画財政の名前が出ていたと思うんですが、そういう部分も、そういうことでお困りの

方は企画財政のほうに直接連絡してくださいとかいうようなことを、これはテレビで言うても、KYTのテレビを見ておられない方なんて無理ですし、そういう部分はよく考えながら、何とか皆さんに、そういうわかっていただけていない皆さんにわかっていただけるような努力を、なお一層してほしいと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 町報やお知らせ版でもお知らせをさせていただいておりますけれども、なかなか日が迫ってまいりましたので、そうした意味では、いま一度、周知するための方法につきましても、一考をさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 植田企画財政課主幹。

企画財政課主幹（植田弘志） 塩見議員の、より一層周知ということでご質問だと思っております。先ほど加入状況のところで塩見議員がデータのところでお話しさせていただいております、Aプラン、Bプランの加入者の方で63%ほどということで、1月末加入していただいております。この方々について、既に見ていただけるし、今後も見えていただけることになります。この加入状況でちょうど1月末ですけれども、DプランということでFM告知だけをつけておるプランがあります。この方々が1,841件ありまして、この方々についても町内の電気工事業者様のほうは、それぞれ訪問していただいております。ちょっと声をかけていただいて、ご相談はしていただけるようなことになっているというふうに思っておりますし、私どもが21年度と22年度に町内全区、それ以外にも出前講座とかで要請がありまして、説明に行かせてもらっております。そのときにも地デジで、ことしの7月24日に停波するということは説明もさせていただいておりますので、他市町に比べまして、今回の有線テレビの拡張事業をやっておるがゆえに各電気店さんのほうが、個々のお家のほうにも行っていただいておりますので、相談しやすい状況にはなっておるのかなというふうに思っております。

それから、今後につきましても、これはデジサポのほうのことなんですけれども、コールセンターのほうも設置されておりますし、それから、臨時相談コーナーも設けられる予定をしております。今まででしたら、京都市内のほうで事務所を構えておられるんですけれども、舞鶴のほうまで出てこられて、それから車を1台使って、例えば、本町とか京丹後市とか、宮津市とかのほうも回っていきたいというふうにお聞きしております。以上のようなところが、今後の取り組みも含めましてのご説明とさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） そのデジサポと与謝野町の方との間をつなぐところを、町のほうに遺漏なきようにやっていただきたいというふうに思うのが、私の思いです。

先ほどDプランですか、FM告知のことをおっしゃいましたが、FM告知を入れても加入率は84～5%だったというふうに記憶しているんですが、それでもまだ、それで告知をしても、まだ、いかない方は、15%ぐらいは、15%の家庭にはあるように思いますので、そういう部分も含めて、ぜひ、遺漏なきようにやっていただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

議長（井田義之） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして私の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、1点目ですが、行政改革についてでございます。政府はこの間、集中改革プランで全国の自治体に職員削減や人件費を押しつけてまいりました。多くの自治体では職員削減や人件費削減に容易に依存したり、住民サービスの低下など、住民負担を押しつけることが進められてまいりました。しかし、今、国の地方財政審議会の内容を見ても、当初の職員削減一辺倒や経費削減のみの行政改革から流れが変わってきております。例えば、経済学的に考えると、行政サービスが下がっては意味がない。行政改革はコスト削減のみの議論になっているのではないかとの発言がされたり、民間に任せると民間企業の論理、営利追求の議論で動いてしまい。住民サービスの観点がおろそかになりはしないか、地方行政は住民生活に直接影響を与える行政サービスがほとんどなので、法律という観点のみではないことに注意が必要であるなど、意見が出されております。結果、国の集中改革プランは終わるといふふうに聞いております。当町では昨日の多田議員のご質問の中でも町長は住民サービスの向上のための行政改革であるご答弁されておりました。まさに今、国が見直しをしている内容で、当初から取り組まれたものであると私は考えております。

そこで、一つ目に、改めて行政改革の目的と必要性を、どのように判断されているかをお聞きします。

二つ目に、当町では住民サービスを低下させない新たな行政サービスの改革と聞いておりますが、例えば、住宅改修助成制度も今までにない先進的な施策であり、その典型ではないかと思っております。

三つ目に、住民と行政の協働についてです。与謝野町行政改革大綱に書いてございます住民と行政の協働には、行政改革を進めていくと、住民に対しては各種の負担が増加したり、一部の行政サービスが低下したり、住民に痛みが伴うことも十分考えられます。このため住民は現状の厳しい財政状況や合併による肥大化した組織体制、今後の財政見通しにおける行政改革の必要などを十分に説明し、住民の理解や協力が得られるよう町職員の最善の努力が必要である。職員が削減されると、今まで町がやってきたことを住民みずからが行うなど、自助、共助でやらざるを得なくなり、住民と町職員が一丸となり知恵を出して協働して地域の発展を目指す相互理解、並びに協力がなければ不可欠であり、情報公開と住民参画を進めて住民行政の協働により行政改革大綱の実現に向けて取り組むとございます。

私も行政改革では、住民と行政の協働、これが欠かせないと思いますが、改めて町長は、どのように考えておられるか。また、この協働の取り組みは、どこまで進んだと考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

次に、2点目ですが、防災、防犯体制について質問させていただきます。安心・安全という言葉はまちづくりを進める上でも非常に大切な意味を持っており、大きくとらえると一番にイメージされることはセキュリティの部分、つまり防災・防犯の分野ではないかと考えます。与謝野町総合計画の中にもございます、まちづくりアンケートでも与謝野町の気になるところは何ですかの問いに対し、16項目中7番目に多い防犯や防災面での不安があるという回答となっております、

昨今の犯罪の増加、凶悪化により防犯意識の高揚、また、地震や災害、火災等の発生も多くあり、防犯、防災意識も強いのではないかと思います。そこで防災・防犯について、当町としてはどのように考えておられるのか、お聞きします。

一つ目に防災・防犯の必要性。二つ目に防災・防犯に対する取り組みと成果。三つ目に保育所、小学校、中学校の防災・防犯計画。この三つの項目についてお聞きしたいと思います。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員、ご質問の1番目、行政改革について、お答えいたします。

まず、1点目の行政改革の目的と必要性をどのように判断されているかにつきましては、本町は平成18年3月1日に加悦、岩滝、野田川が合併し、与謝野町となりました。合併後に町民の皆様からの多くの希望を取り入れた第一次与謝野町総合計画を策定し、現在、この計画の実現を目指して、各種施策を進めているところでございます。当然、施策を進めるためには財源が必要になります。その財源を生み出すためにも行政改革は必要であるというふうに考えており、行政改革は総合計画と表裏一体であり、水・緑・空、笑顔輝くふれあいのまちをつくるための行政改革であるというふうに思っております。

次に、2点目の行政改革の、これまでの取り組み、行政サービスの向上、改善の状況、その成果について、どう考えておられるかにつきましては、行政改革の成果は目標額は年度ごとに設定しており、その結果は、決算に合わせて公表いたしております。昨年9月議会では平成21年度決算に合わせて行政改革の成果を報告させていただいたところでございます。

改めて申し上げますと、これまでの成果といたしましては、平成20年度は目標額2億7,500万円に対しまして、2億5,800万円でございます。また、平成21年度は目標額2億7,800万円に対しまして2億8,100万円の実績となっております。なお、経常収支比率につきましては、平成20年度は94.8%、21年度は90.0%となっており、平成21年度は行政改革目標の90%以下を達成しており、これまでの2年間は順調に行政改革の効果があらわれてきているというふうに考えているところでございます。

このように行政改革を進めながら合併後の懸案事項でありました有線テレビ拡張事業、町政懇談会で強い要望をお聞きいたしました町営バスひまわりの運行、各方面から多くの要望がございました住宅改修助成事業補助金などを実現してまいりました。これらは行政改革の推進で経常経費を削減しながら、その削減したお金を、これらの施策に回すことができたことによるものでございます。

このように新たな事業を進めながらも財政の健全性を保つことができたのも行政改革の成果であるというふうに思っております。

最後に、3点目の住民と行政の協働が欠かせないと思うが、どのように考えておられるかにつきましては、行政改革は新たな住民要望をかなえていただくためには必要な手段であるというふうに思っております。新たな事務事業を追加していくばかりでは町の財政は到底持ちません。そのため不断に行政を見直し、スクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながら各種施策を進めてい

く必要がございます。このときにスクラップとなったものや、一たん中止したもの、さらには予算を削減したものなどにつきましては、住民の皆様にも痛みや不満を伴うこともあり得ます。このため行政改革を進めるに当たり、念頭にあるのは隗より始めよという、そうした心構えでございます。

まず、職員削減などの内部のスリム化から始めてまいりました。これも職員との協働理解のもとに、相互理解のもとに一定の無理を申し上げた、お互いの協定の中で、そうしたことを続けてまいりましたし、これによりまして大きく人件費が削減でき、その財源を総合計画に掲げます各種事業に振り向けることができたというふうに考えております。繰り返しになりますが、行政改革は、まずは行政内部で努力し、住民の皆様のご理解を得ながら住民と行政が協力して進めることが重要であるというふうに考え、今後とも協力をして行政の推進に当たりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、2番目のご質問、防犯・防災体制についてお答えいたします。まず、1点目の防犯・防災の目的と必要性についてと、2点目の防犯・防災に対する取り組みと成果についてを防犯・防災ごとにまとめた形でお答えいたします。

まず、防犯についてでございますが、その名のとおり、犯罪を未然に防止することが目的で、大きく分けまして受動的防犯と能動的防犯がございます。受動的防犯とは空き巣等に対して戸締まりを徹底したり、暴漢等から危害を与えられそうになったときに抵抗するための用具を携帯したりすることで、反対に能動的防犯とは、地域を巡回したり、家庭を訪問したりして犯罪の芽を未然につむことで犯行を防止することでございます。このうち能動的防犯は、犯罪の要因となりますその地域の環境そのものを変えていこうとする活動で、組織的かつ広域的な活動が必要なことから、地域や市町村レベルでの取り組みが中心となります。そこで本町では与謝野町防犯条例を定めて、住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図りながら町民の生活安全の確保に寄与することを目的として、平成18年9月に与謝野町防犯推進協議会が設立され、現在では約370人の委員の方々に献身的に活動をしていただいております。

防犯の取り組みと成果につきましては、与謝野町防犯推進協議会を中心に、地域と協力した各種防犯啓発運動を継続的に実施しながら犯罪者が寄りつかない、犯罪が発生しないまちづくりを目指して小学校の登下校の見守り隊や夏休みの期間中の夜間パトロール、そして、年末夜間パトロール、さらには毎年10月11日から20日間、全国地域安全運動期間に合わせて京都府警のご協力のもと防犯意識の向上、啓発を図るための地域安全パレードに取り組んでおります。

次に、防災は災害から住民の生命、財産を守るための取り組みですが、災害という概念は非常に幅広く、地震や風水害といった自然災害だけではなく、火災、爆発のような人的災害、あるいは伝染病などの対応も含めて使われる場合がございます。

議長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時39分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開します。

和田議員の質問の途中ですが、10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時39分）

(再開 午前10時55分)

議 長 (井田義之) 休憩を閉じ、和田裕之議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長 (太田貴美) 大変失礼いたしました。

それでは、防災のところからもう一度、させていただきたいと思います。

防災は、災害から住民の生命・財産を守るための取り組みでございますが、災害という概念は非常に幅広く地震や風水害といった自然災害だけではなく、火災、爆発のような人的災害、あるいは伝染病などの対応も含めて使われる場合がございます。ここでは、特に自然災害に対する防災の取り組みについてご説明いたします。防災の取り組みにつきましては、大きく二つに分けて河川改修やダムなどの防災施設を設置するといったハード対策と住民への周知、避難対策といったソフト対策とに分かれます。具体的なソフト対策では地域防災計画やハザードマップの作成、防災訓練の実施、災害用の備蓄物資や資機材の整備、それに職員出前講座などを通じて防災に関する啓発活動などを行っております。

また、京都府により土砂災害防止法に基づく土砂災害の危険箇所調査が平成19年度から町内各地区で順次実施され、町職員も同席する中で、その調査結果を住民の方々に説明してお住まいの場所の危険度合を認識していただくことで避難態勢の整備に役立てております。これらにより町民の方々の防災意識が少しずつではございますが、着実に向上しているものと思っております。

3点目の保育所、学校防犯・防災体制についてお答えいたします。初めに保育所については、8カ所の保育所があり、保育所により若干の違いがありますが、まず、不審者が園舎内に侵入しないように子供の受入時間を過ぎれば、原則、門扉等を閉め、外来者とのやりとりはインターホンを使用し、来園者の確認をすることとしております。また、侵入者に対しては、さすまたを使用したり、非常ベルを鳴らして警告したり、さらにはすぐ役場、警察へ通報する、そうした態勢をとっております。子供たちには不審者に対する対応方法について、紙芝居等でわかりやすく教えており、園によっては避難訓練も行っています。地震対策、火災対策については、各園とも毎月、地震、火災に関する避難訓練を実施しております、子供たちもスムーズな避難ができております。

次に各学校、園では火災、風水害、地震等の発生に際し、児童の安全を守り、さらに校地、校舎及び積雪に対する管理物件の保全に万全を期するため、防災計画を策定し、実際に災害等が発生したときに有効に機能するよう定期的に訓練を実施しています。また、登下校中や授業中に暴風、大雨、洪水警報等が発令された場合、気象の状況の変化に的確に対応し、速やかに一斉集団下校を実施するとともに、全児童・生徒を集合させ、下校中、帰宅後の安全な行動の仕方についても指導するほか、必要な場合には登校班ごとに教職員が引率するなど、安全な下校を確保しております。また、風雨が激しく、学校で待機させるほうが安全と判断したときには一時的に待機行動をとる場合もある旨、各学校に指導をしています。留守家庭につきましては、保護者に連絡し、場合によっては保護者の迎えまで学校で待機させ、保護者に引き渡すこととしています。いざれにしましても、こうした防災体制に基づく指導訓練は定期的に、どの学校でも行われております。



続いて、防犯体制ですが、近年、不審者が北部地域でも頻繁に出没しており、近隣の不審者情報など、警察や教育委員会間で情報の共有を図り、学校、園へ通知し、場合によっては登校班ごとに教職員が引率するなど、安全な下校指導を行っています。また、警察官OBのスクールガードリーダー2名によります登下校の見守りをさせていただいております。さらに校内発生を想定した不審者対策では、年1回は警察やPTAの協力を得て、不審者を想定した避難訓練を実施しております。

以上で、和田議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ご答弁ありがとうございました。2回目の質問、入らせていただきたいと思

した意味で、今後につきましても、住民の皆さんにも一つ一つ考えていただかなきゃならない、そうした宿題があるということ。また、我々にも、そうした思いを、どれだけ組み入れて、なおかつ、町の安定的な維持がしていけるかということをお互いに考えていく、そうした大事な、特に、23年度は、そうした礎をつくるといいますか、そうした実際の行動に移していかなければならない、そうした年になろうかというふうに思っております。それが、まさしく協働でつくるまちづくりだというふうに、私は考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。先ほどのお話でもありましたけれども、行政改革を進める上で住民の皆様のご理解、参画ということが必要だと、私も考えております。そのためには徹底した情報公開ですね、これも必要だと考えておりますが、この点、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） もちろん、それは必要だというふうに思いますし、やはり私、いつも思いますのは、やはり、そうしたことについては直接、住民の皆さんとの対話の中で、いろいろと意見を交換をさせていただいて、よりよい道を探っていくということが、まず、基本だというふうに思っていますので、今回、町政懇談会等も始めたいと思いますけれども、来年度の町政懇談会は、やはりそうした町の抱えています課題につきまして、一定のいろいろな資料を提供する中で町民の皆さんの判断ができるように、また、そこで意見が言っていただけるような、そうした町政懇談会にしていきたいというふうに思っておりますので、それが、すべてではございませんが、そうした中での、今まででも予算、決算等も住民の皆さんに当然、お知らせしてきましたけれども、新しい課題に向けての、そうした整理をするための資料等もオープンにした形で進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。協働のまちづくりに向けて、どういうふうに改革していくということが大切であると考えておりますし、また、協働のまちづくり条例や協働のまちづくり指針という、こういったものを取り組んでおられる自治体もございますけれども、当町では現在の取り組みで協働のまちづくりが達成できるとお考えになられているのか、その点、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 新しい町になりまして、総合計画を策定いたしました。その総合計画を立てる段階においても住民の皆さんの参画をいただいて、みんなで作った計画、そうした広がる計画、実現が可能な計画だという位置づけで、この総合計画をつくってまいりました。ですから、その一環として、この先10年間につきましては、やはり町民の我々にとっても憲法的な指針を示した総合計画を、やはり一つ一つ進めていくと、それも協働で進めていくという、そういう基本的な考えを持っておりますので、今、改めて条例をつくって云々ということではなしに、もうその今やっておりますこと自体が、私自身は協働で進めてきたものであり、それを進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 住民の皆さんと一緒に協働のまちづくりに向かって取り組んでいくことが大変重

要であると考えておりますので、さらに頑張ってくださいたいと、そういうふうにも思っております。

次は、防災・防犯についてお聞きしたいと思います。先ほど、ご答弁がございまして、受動的な部分に関しまして、護身用具ですね、さすまたを設置しておられるというふうにお聞きいたしました。保育所、小学校、これ設置してあるところ、ないところがあるのかと思うんですが、その辺のところの数字がわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） すべての園や学校において設置してあると思っておりますけれども、保育所につきましては福祉課長のほうから答えさせていただきます。小学校のほうは土田課長のほうから答弁させていただきます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員のご質問に対しまして、お答えを申し上げたいというように思っております。

保育園8園ございますけれども、現在、さすまたといいますか、Uの字になって、さすまたを設置しておるところについては2カ所ということでございます。このさすまたについて実際に使う職員といいますのが、女性の職員であったりということがございます。そういったことで十分な設置はできておりませんし、また、予防のために、この催涙スプレーなり、それにかわる蜂スプレー等々で、それぞれ園が工夫してといたしまして、防災のために工夫をいたしております。しかしながら、統一的な準備なり、そういった事態が現在ではできていない状況でございますので、今回、ご質問いただいた中で、いろいろと調査を調べて統一的な備品整備については進めていきたいというふうにも思っております。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 学校、幼稚園の関係でございます。議員、言われましたように、さすまたについては、全部はそろっておりません。それについては、それぞれ学校、園について、いろんな工夫をされております。さすまたではなしに、防犯のスプレーだとか、それから警察OBの指導をいただいて、それより机をかつと集めて、その犯人を確保するとか、そういう学校のほうで、それぞれ工夫をしているというような状況でございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ありがとうございます。保育所に関しましてですけれども、防災訓練は毎月、石川なんかでも、毎月されているということで、非常に安心はしております。ところが全部で実施はされていないと思っておりますので、ぜひ、その点のところは、防災ですね。すべてやっておられますか。そしたら、あれです。その面に関しては言うことはないんですが、さすまたですね、さすまたを置いておられない。これは、確かにさすまたというのは、僕らも使っておりましたけれども、女性が対応されるには、ちょっと扱いにくいという点もございますし、蜂スプレーなんかで対応をされているというふうにも、僕も何か所か回らせていただいたんですが、お聞きしております。だからといって、置かないということはちょっと非常に問題があるんじゃないかと思うんです。私は、その点、いかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまのご質問ですけれども、置かないということではなしに、今、土田課長のほうからもありましたように、それぞれ園のほうが工夫しておりまして、例えば、ほうきの位置を、すべての教室、同じ位置に置いておいて、どの先生が来られても、この園については、ここにほうきがあるというようなことで、どの教室に行っても大体同じような場所にほうきを設置して、そこで、ほうきで対応するとかいうことで、さすまたがすべての園にあるということではなしに、先ほど言いましたように、それぞれの園で、このほうきを使ったり、また、モップを使ったりしての、そういった不審者に対する対応等については園ごとに決めていただいておりますという状況です。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ほうきとかモップでは、ちょっと大変危ないと思うんですね。女性の方、僕も京都におったときは警棒を使って、そういう仕事をやっていたんです。悪いことに使ったわけじゃなくて、仕事に使っておったんですけれども、女性の方が、やっぱり非常ベルなり、警察が来るまで、小さな子供たちを守るためには、やっぱり先生方が、保育士さんが守ってあげないと、だれが守るんだという話になるんですけれども、そのためには、やっぱり護身用具というのが必要ではないかと、私は思うんです。それを保育園に任せるといえるのはいかがなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） その保育所に任せるといえることではなしに、それは女性の方が、今、多い職場でございますので、そういった催涙スプレーとか、さすまた、すべて準備をして対応させてもらうということも可能かというように思いますけれども、先ほど申しあげましたように、それについては今後、今、議員、ご指摘いただきましたので、今後、検討していかなければならないというように思いますし、また、その取り扱いについても指導なんかもしていきたいというように思います。

しかし、一つあればすべてをカバーできるというのではなしに、裏のほうから入ったり、いろんなケースがございますので、それに対応できるような身近なもので、とりあえず守るといいうようなことも必要かなというように思っておりますし、そういったところについては各園で工夫していただいているというのが現状でございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひとも、こういう状況がわかったわけです。池田小学校ですね、県から2001年ですかね、全国の小学校、中学校、そして、保育所あたりでも常備というか、設置されるようになったのかなというふうに思っておりますし、私も、その当時、京都におりましたので、いろんな小学校とか保育所に行って警備をしたりしたこともあるんですけれども、やっぱり未然に防ぐというか、施錠されておるとお聞きしてあれなんですけれども、入ろうと思えばフェンスなんか乗り越えられますし、いつ入ってくるかわからん、こういういろんな犯罪が多い中で、置いてないということは、これは非常にまずいなというふうに思いますので、これは保育園のほうに任せるとはなくて担当課のほうで、催涙スプレー、先ほどございましたけれども、催涙スプレー、トウガラシの成分が入ったスプレーで、これは熊よけですね。9月議会で、私も一般質問でさせてもらったんですけれども、熊に使うとか、人間に対しても、女性が使うにしても

涙とせき込みですね、身を守れるというようなものもございしますので、それも金額的に高いものではないです、さすまたにしても、警棒にしても、早急に設置していただけるようお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、いろいろとご意見いただきましたので警察等、関係機関とも相談する中で整備をさせていただきたいというふうに思います。一応、協議をして、必要なものであれば設置をしていくということでご理解がいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 保育所に関しては、さすまたより警棒なり、催涙スプレーですね、これは購入だとか所持というのは、軽犯罪法にひっかかるものではございませんし、先般も生活安全課のほうでちょっとお話をさせてもらう機会があったんでお話しさせてもらっておったんですけども、保育所に関してはほうきだとか、蜂スプレーですね、これというのは目に入ると大変危険ですので、催涙スプレーなんかは、後で洗い流せば後遺症なんかも残りませんし、ぜひとも親御さんたちが安心して保育所に送り出せるように、ぜひとも早急に検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、それに関連してなんですけども、京都府なんかは防災、防犯メールというものを公告なんかでも出しておられまして、そういったものですね、与謝野町独自というか、ホームページに仕組みをつくれば、登録した方に一斉にメールを送ったりということができると思うんです。そういうことの検討はされていないのでしょうか、お聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 京都府の安全・安心のお知らせですかね、あれでほとんど最近、前は京都市内だけの問題でしたけれども、近隣のところの情報もすべて入ってまいりますので、町が独自にということは今のところ考えておりません。いろんな警報等々のお知らせにつきましては、京都府のほうからCATVなんかでも流す、そうしたものがリンクをしているようにお聞きしておりますので、町で独自にということ、よほどのいろんな災害が起こった時点でないとなかなか、それは難しいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。9月の熊のときでも、インターネットの、町長おっしゃっていましたが、熊の目撃情報というのが非常にアクセスが多かったということでお聞きしておりました、CATVだとかFM告知ですね、これのお知らせというのは大変大事なんです、外に勤められておったり、外にいなる場合というのは情報が伝わってこんわけです、そういう熊の目撃情報であったりとか、防犯、防災メールだとか、町独自のものが、もし、お金がかかるようなことではないと思うんですけども、ぜひその点を踏まえてご検討いただけたらと思います。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（井田義之） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に、14番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。私は調和のとれ

た魅力あるまちづくりという観点から2点ばかり、2項目にわたって質問をさせていただきます。一つは都市計画の指定でございます。もう一つは住宅政策についての問題につきまして質問をさせていただきます。

新町まちづくり計画並びに与謝野町総合計画では、調和のとれた魅力あるまちづくりの中で新しい都市計画の推進を図るとしております。すなわち今後、与謝野町として調和のとれた均衡ある町の発展と、乱開発や地域にふさわしくない施設の乱立を防止するため都市計画を含め新しい土地利用について検討する必要があるとしておりまして、大きく二つの施策が示されています。一つは計画的土地利用の推進であります。もう一つは総合的な住宅政策の推進であります。施策方針として計画土地利用の推進では、土地利用計画の策定、また、都市計画区域などの検討が計画されており、総合的な住宅政策では新しいマスタープランの策定を行い、町営住宅の計画的な建てかえを推進するとしております。まず、都市計画については、ちょうど1年前の3月定例会において質問いたしましたところでございますが、町長より一定の考え、方針が示されました。その後、検討も進んでいると思っておりますので、再度、質問をさせていただきます。まず、都市計画指定については、都市計画区域を定め、土地利用規制と都市施設整備を両輪として進めるような、すなわち発展型のまちづくりは少子高齢化の進む中で、持続型のまちづくりを目指す現在の本町の状況には合っていないとしながら、町長の答弁は町の均衡ある発展を実現するためには土地利用に関する一定のルールづくりも必要であるとの結論から、町職員での検討会で準都市計画制度を利用するとの結論に達したとの考えが明らかにされました。準都市計画制度の趣旨は、積極的な整備、または開発を行う必要がないものの、一定の開発行為、建築行為等が現に行われ、または、行われると見込まれる区域を含む一定の区域であって、そのまま土地を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発、保全に支障が生ずる恐れがある区域について定めるものであります。

したがいまして、その後、土地利用を含め準都市計画制度の利用計画など、将来のまちづくりについて十分検討されているものと思っておりますが、どのように進展しているのか、次の3点についてお伺いしたいと思います。

一つはマスタープラン策定作業のための関係機関、すなわち京都府、あるいは宮津市との協議は平成24年度策定を目指して進められておるかということでございます。これにつきましては、前回の答弁の中で24年度に向けての作成について、作成に向かって進めておるといふような答弁をいただいたように思っております。

それから、二つ目については、住民の理解を得るための施策の実施、すなわち住民ニーズの把握、制度の意義や知識、重要性など、こういった施策の実施の進捗状況はどうなっているのか、お示し願いたいと思っております。

三つ目には、それでは準都市計画制度利用をする場合の開始は、どの年度から考えられておるのか、また、区域指定までのプロセスを示していただきたいと思っております。

次に、住宅問題であります。前段申し上げましたとおり、住宅政策では、新しいマスタープランの策定を行い、町営住宅の計画的な建てかえを推進するとしております。しかしながら、いまだに手つかずに放置されているのではないのでしょうか。建てかえはおろか、まだ、プランさえできていない状況にあると言わざるを得ません。現在の状況を見ると岩滝地区を除きまして加悦地区、

野田川地区ともに築年数は相当古く、野田川地区にあつては、一部を除き、ほとんどが30年以上となっております。50年以上のものは11棟、12戸あります。40年以上を見ますと49棟の95戸になります。また、加悦地区にあつては、すべてが20年以上であり、35年以上のものが18棟、53戸もあります。この住宅問題への取り組みは、今後、財政面なども含めまして、極めて重要な課題であり、防災面からも早急に取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで、2点ばかりについてお伺いをしたいと思います。一つは、住宅マスタープランの策定は検討されているのかどうか。まだ、検討しているとするならば、いつの時点で策定されているのか。二つ目には、上記プランによって町営住宅の計画的な建てかえの全体像というのは、どのようなものになると考えておられるのか。以上、2点について町長のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員の都市計画の指定と住宅政策の推進についてのご質問でございますが、まず、計画的土地利用の推進について、お答えいたします。

一番目の1点目、2点目につきましては一括でご答弁させていただきたいというふう存じます。都市計画マスタープラン策定のための関係機関協議は進められているかのご質問でございますが、ご質問にありましたとおり町職員で構成します都市計画区域再編検討会では、岩滝地域以外には準都市計画制度を利用することで土地利用に関する一定のルールを設定することが現時点ではベターであるとの結論を得ました。それをもとに決定権者であります京都府と協議をしたわけでございますが、都市計画法の抜本改正に向けての議論が行われている最中であり、従来の画一的な都市計画制度から地域に合った多様な土地利用計画ができる制度へと向かう方向性で議論が進んでいる中、拙速に準都市計画区域を定めてまちづくりの弊害とならないように改正動向をにらみながら対応するようにしたほうがよいのではないかとご助言をいただきました。これについては、1年前に同様のご質問をいただき、ご答弁させていただいたところでございます。一昨年、政権交代があつて以降、これらの問題を主に検討します国土交通省社会基本整備審議会の都市計画制度小委員会での議論が、半年以上ストップをしていた状況であり、現在においても関係機関との協議については特筆すべき進展等がなく、継続して情報の交換をしているというのが現状でございます。ただ、ことし1月21日に行われました都市計画制度小委員会での議論の中で、町として注目しましたところは、都市計画区域のいかんにかかわらず、地方分権を前提とし、広域を重視していく方向性を是認した上で、より抜本的に国土や農業など関連する法律を含めて体系的整備を行っていくべきであると集約案が示されたこととあります。この意見が法改正に反映されれば、都市計画区域を設定せずに土地利用について、より地域に合った土地利用のルールづくりが容易に地域主導でできるのではないかと期待しているところでございます。

また、住民の理解を得るための施策の実施についてでございますが、経済の停滞長期化する中、合併以来、新規住宅建設の届け出や、あるいは供給業者による開発申請等の統計をとりましても、都市計画区域外で問題となる建設や開発はなく、また、その数も減少傾向にあり、住民にとっては早急にしなくてもと思われているのが現状であろうというふうと考えております。しかし、町

として現状がよいとは決して考えておりません。また、地域間の不均衡の是正も必要であるとの認識は変わらず持っております。これらについての広報は目立った活動ができているとは言えない状況であり、大変申しわけなく思っておりますが、今まで申しました国、町内の状況等を考えますと、踏み込んだ内容にはならず、一般論を発信する程度になってしまうのではないかとこのように思っております。

3点目の準都市計画制度利用の開始年度、区域指定までのプロセスについてでございますが、開始年度につきましては、先ほどご答弁いたしましたとおり、現在、いつから開始するというようなことは言えない状況でございます。区域指定までのプロセスについては一般論を申しますと、前提として準都市計画区域を指定しますのは京都府が、その決定権を持っております。まず、町で準都市計画区域と、その内容の原案を作成し、関係機関、これは京都府、宮津市との調整、協議を経て都市計画変更案を作成し、都市計画変更の諸手続を経て、最終的には京都府の都市計画審議会で決定されるということになります。手続だけ申し上げますと、数カ月で終わるといふふうに思いますが、原案の作成に関しましては、一定の住民の合意形成が必要と考えるので、開発圧力が間近に迫っているような状況なら別でございますが、相当な時間を要するのではないかとこのように思われます。

次に、ご質問の2番目、住宅政策の推進についてでございますが、その前に現在、町営住宅の現状についてご報告をさせていただきたいというふうに思います。平成21年度末時点での町営住宅の戸数は333戸ございまして、そのうち耐用年数の経過した古い住宅が全体の45%に相当する148戸でございます。そのほとんどが木造平家住宅であり老朽化の進行が深刻な問題となっております。また、地域によっては戸数の少ない団地が同一地域内に点在しているなど、維持管理においても効率の悪い状況にあります。ご質問にあります、そうした住宅のマスタープランの検討及び、その策定時期、及び計画における建てかえの全体像についてでございますが、現在、当町の住宅マスタープランとして与謝野町営住宅ストック総合活用計画を検討中ですが、その中で10年後の目標管理戸数を315戸に設定した上で今後の町営住宅の建てかえ及び、それに伴う団地の集約、また、現存する団地の維持管理の方針についての検討を行っております。

しかし、建てかえ事業につきましては、用地の確保をどうしていくのかという問題や現入居者に対し説明し、了解をいただかなければならないという問題など、課題も多く、現在、策定には至っておりません。しかし、議員ご指摘のとおり町営住宅の老朽化が進んでいく中で、耐震強度の問題と防災面からも、早急に取り組む必要があることから、平成23年度中には一定の形として作成したいというふうに考えております。また、現在、その準備段階として古い住宅について順次、取り壊しを行うとともに、撤去後、新たな入居者を募集しないなどの取り組みを行っているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、建てかえ事業につきましては、まだ、具体的な方針は固まっておりませんが、イメージとしましては、地域の中で比較的戸数の多い団地を中心とした建てかえを行うことになろうかというふうに思います。

その際、今後の入居者のニーズに対応していくためにも、ただ単に現在、建っている場所で建てかえを行うということにとらわれず、より利便性の高い用地を求めて、そこに建設をするということについても検討していく必要があるというふうに考えられます。また、建てかえの際には周辺の老朽化の進んだ戸数の少ない団地は入居者の理解を得た上で統合を図っていくとともに、



入居者の意向が固まれば、その団地を払い下げるといふようなことも、一つも方策と考えております。

現段階では、議員ご質問に対し、明解な回答とはなっておりませんが、今現在での考え方等をご説明させていただきました。

以上で糸井議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 実は、私、今回の質問をする前に、この第一次与謝野町総合計画の実施計画を25年度までのやつを見せていただきました。ある程度、期待をしながら見せていただいたんですけども、何ら進展が見られなかったということで再度、質問をさせていただきました。

まず、都市計画につきましては、3月に前回に質問させていただきましたときの答弁と全く変わっていないなというふうな、私の率直な認識でございます。前回も言われておりましたのが、いわゆる国で、この都市計画法が、改正の動きがあるというふうなことで、いましばらくの検討期間が必要だと。今、都市計画を指定しても違った方向に向いていくのではないかなというふうなニュアンスもあったと思うんですが、インターネット等で調べてみますと、そういった改正の動きが載っていないというふうに思うわけですし、それから、今の国会の状況を見ておったら、これはいつ、何年たっても、これはもう法律が通るような状況ではないというふうに私は思っております。

ですから、やはり私は町独自の考え方で、もう合併も5年たったわけですし、いつまでたっても、私は、このまま放置しておくということについては将来のまちづくりに、私は禍根を残すのではないかなというふうに思っております。したがって、私は準都市計画指定でも結構でございます。これは最終的には都道府県の認可権といいますか、権限があるのかもしれませんが、ちなみに、この指定は町でできるはずなんです。知事の同意が得られれば、私は市町村で準都市計画の区域の指定は、私はできると思います。合併後、都市計画課に職員も派遣して勉強をさせたわけですから、やはりこの勉強をさせた、その知識を生かして、やはり一日も早い行動をとるべきではないかなというふうに思っておりますが、見通しとしては、町長、何年ぐらいに思っておられますか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。全く糸井議員のおっしゃるとおりで、昨年からは一歩も進展していないというのが現状でございます。昨年も申し上げましたけれども、今そうした国の動きの中で京都府のご指導もありまして、いましばらく、そうしたものが不確定な中で、ではなしに、様子を見てみてはどうかという、そういった指導もあって今に至っているわけでございますけれども、国の状況等を考えますと、本当にいつになるのかというような状況でございます。そうした中で、まず、町で、そうした原案を策定して一定の方向性を示した上で最終的には京都府の都市計画審議会で決定されるということになりますけれども、原案の作成につきましては、先ほども申し上げましたように、一定の住民の方の理解や協力が必要となってまいりますので、まだ、そここのところが固まっていない中で動きかけるということがどうなのかなと、今のところ、そういった状態での足踏みをしているというのが実態でございます。

そうした中で、今後、当然、この都市計画の考え方もございますけれども、それにあわせての

住宅の改修、それらについては、やはりこれは耐震ということも、老朽化して非常に危険な状況でございますので、防災面の状況等から考えましても、その件については先ほども申し上げましたように、23年度中には一定の形として策定がしたいというふうに思っております。都市計画のほうについては、もうしばらく様子が見させていたきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 本当の都市計画の指定といいますと、これは法的にもかなりの厳しい規制も出てきますし、逆に地下工事法だとか、税法だとか、そういったものが期待されるわけですが、準都市計画といいますと、これはあくまでも土地利用の整序、または環境の保全のために必要な措置のみを講ずると、こういうことでございますので、私はそんなにかた苦しく規制も受けるわけではないし、私はかた苦しく考える必要はないのではないかなというふうに私は、実は思っております。準都市計画指定ということでしたらですよ、都市計画なら、また別です。私は、そういうふうに思っておりますので、これは早い段階で私は指定ができてもいいのではないかなというふうに思っております。ただ、やはりこの前提は、やはり住民の皆さんに理解を得ていただかないと、これは混乱を起こすし、非常に問題になるだろうというふうに思っております。だから、準指定、準都市計画の指定でも、やはり私は、例えば身近な問題では建築基準法の適用を受けるのではないかなというふうに思いまして、建築する場合においては、建築主事の建築確認が必要になってくるだろうというふうに思いますので、非常に利害関係からすれば住民にとっては不便な制度ではないかなというふうに思います。

今、岩滝地区と加悦、野田川地区、同じ町ではありますけれども、やはり住宅建築については、大きな格差があります。金額的に申し上げますと、私もはっきりした金額は聞いておりませんが、20万円以上の格差が生じておるのではないかなというふうに考えております。したがって、そういったことも含めて私は住民の理解が必要ではないかなというふうに思っております。ですから、少しでも、そのことについて、これは住民の人たちが、私はかなり反対があるのではないかなと、議会の中でも議員のほとんどが反対されるのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、これはやはり将来の与謝野町のまちづくりという観点から、私はぜひ必要だろうというふうに思っております。ハードルは高いけれども、私は必要な処置ではないかなというふうに思いますので、ことしも町政懇談会が開かれると思いますけれども、そういったときに少しでも、そういったことの、町民に理解を得るための説明なり、理解を求める行動がいただけないものかなというふうに思いますが、その辺について町長は、いかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、思いますと京都府が昨年、そうした国の動きの中で、もう少し様子を見たほうがというような指導があったと申し上げましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、ことしの1月21日に行われた、そうした都市計画制度小委員会での議論の中で、土地の都市計画区域のいかにかわらず、その地域の実情を重視して、そうした広域を重視していく方向を是認した上で、より抜本的に国土や農業などの関連する法律も含めて体系的に整理を行っていくべきであるという、そういう集約案が、先ほども申し上げましたように示されたということでございます。この意見が法改正に反映されれば都市計画区域を設定せずに土地利用について、より

地域にあった、そうしたルールづくりが容易に行われると、地域主導で行うことができるということで期待しているわけですが、そうしたことが、ことしに入って、そうした動きが少し出てきておりますので、今の今、確かに大事なことでありますので、もう少し国の、そうした動向、あるいは、そういう府の意向といたしますか、そうしたものも見きわめた上でさせていただきたいというふうに思っております。そうしたことを町政懇談会でというのは、まだ、ちょっと時期尚早ではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員の質問の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、糸井満雄議員の一般質問を続行します。

糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） それでは、午前中に続きまして、質問をさせていただきます。都市計画につきましては、大体、町長の考え方はわかったんですが、最後に一つだけお尋ねしておきたいんですが、与謝野町になりまして、一つの町になったわけですが、この都市計画の関係については、これが岩滝地区には指定されておると、野田川地区と加悦地区にはないというふうなことから、格差が生じておると。特に建築関係については、格差があるわけですが、この辺の格差解消について、町長、どのようにお考えになっておられるのかなと、ちょっとお尋ねをしておきたいんですが、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 難しいご質問で、格差解消をどうするかということにつきましては、その法令に決められています中の都市計画の、その一つの解消方法として今まで言っております準都市計画を導入していこうというふうな考え方があったかと思うんですが、今、こういう状況の中でとまっておりますので、それらも含めて今後、もう少し私自身も勉強させていただかなければわからないところがありますし、担当課とも十分検討して、どういうことになるのか、もう少し研究といたしますか、そういうことについてお時間がいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） この都市計画については、非常に難しい問題もあるというふうに思います。私も少し都市計画法について勉強させていただきましたけれども、なかなか読めば読むほど難しい問題に突き当たって理解しにくい面もございます。しかしながら、やっぱり将来のまちづくりを見すえたときに、私はやはり、ある一定の均衡のとれたまちづくり、あるいは調和のとれたまちづくりをしていこうとするならば、私は何らかの、やはりルールに基づいた、規制も含めて、私は必要だろうというふうに思います。ですから、今、町のほうで考えられておるのは準都市計画の制度を利用していこうということですので、都市計画といいますと、やっぱり何といいますか、都市施設の整備だとか、あるいは市街地開発事業だとか、そういったものが大きな目的になるというふうに思いますけれども、準都市計画制度ということになりますと、私も先ほど申し上げましたように土地利用の正常、すなわち秩序ある筋の通った利用整備、こういったものやら、あるいは環境の保全、そういったものに必要な措置を講ずるということですので、若干、都市計画と準都市計画とは差があるのではないかなというふうに思いますが、しかし、や

っぱりそれでも、やはりそういった指定をして、将来のまちづくりに、私は必要だろうというふうに思っております。町民の皆さん方の理解も必要でございますし、なかなかハードルは高いと思いますけれども、国の政策とも合わせながら京都府の指導を仰ぎ、やはり適切な誤りのない対応をお願いをしておきたいといえますか、期待をして、この都市計画については質問を終わりたいというふうに思っております。

それで、続きまして、住宅関係でございますが、まず、確認をさせていただきたいのは、先ほどの答弁の中で、私、聞き間違えたのかもしらんけれども、マスタープランの策定の考え方といえますか、そういった程度の試案は23年中にまとめるというふうに、私は理解をしたんです。これで間違いありませんか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、非常に防災上の問題等々も絡めまして、やはり平成23年度中には一定の形として策定がしたいというふうに思います。しかし、先ほども申し上げましたように、これも相手さんのあることでございますし、土地をどのように、じゃあ確保してくいのかというところら辺については、具体的などころまでなかなか突っ込んでいけないかというふうに思いますけれども、将来の与謝野町にとって、そうした当町の住宅マスタープランとしてのストック総合活用計画を、やはり立てる必要があるというふうに認識しておりますので、それらについては23年度中に形として打ち出したいなというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 23年度中にマスタープランの、いわゆる骨子というものができ上がるだろうというふうに今、答弁をお聞きしました。それならば、私はこの実施計画、25年度までの実施計画の中に、私は、そのぐらいのことは含めてもらってもよかったのではないかなど、25年度までの住宅の関係については、維持管理だけが、ここに計画として載っておるわけですね。やっぱりマスタープランというのは、やっぱり住宅政策の、私は基本となるものだというふうに思いますので、できるだけ早くマスタープランをつくって、実施に移していただきたいなというふうに思うわけです。今回の質問に先立ちまして、私これ全部、この住宅の状況について、建設課のほうからいただきまして、できるだけ現場を見せていただきました。全部はちょっと行けなかったんですけども、野田川町はほとんど全部、行かせていただきまして、特に野田川町の、この三合池ですか、これはまだ、比較的、まだよいように見えましたけれども、船山だとか、桜谷、大藪、それから、小谷、矢倉、こういったところは非常に古い、もう見るにも忍びないような住宅があります。それから、加悦では尾の上団地、これも相当古いものがあります。これは防災上も、やっぱり問題ではないかなというふうな気がしますと、ここらは、私は払い下げてもいいのではないかなというふうに思っております。特に矢倉、桜谷、小谷、こういったところは、すぐにも払い下げをすべきではないかなというふうに思いますけれども、そういった考えはございませんか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それも一つの方法だと思いますし、旧町のときにも払い下げをいたしました、そういう団地もございます。いろんな意味で、ある程度、新しい町になりましたので全体を眺める中で、建てかえをしていかなきゃならないし、今、入居しておられる方の、次の先を確保した上

で、その後、どうするかというようなことになってきますと、相当時間がかかるというふうに思っております。今、マスタープランを早い時期にというお話でしたけれども、町も、もう1回、25年度以降の総合計画の後期計画をもう一度定めるといいますか、策定していく必要がございますので、それらに盛り込めるような形で、できれば今のいろんな計画を見直すというような中で盛り込めたらというふうに考えております。非常に、これらは急ぐものでありますけれども、できるところからやっていくという方法もありますが、やはり一定の骨子をつくった上で、それにのっとってやっていくことが、やはり町の町政を進める中では、そうした整理が必要ではないかなというふうに考えますので、それらについても、また、議会とも協議をした上で一定の方向性を出したいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） この住宅の関係について、相当古いものがございますので、この総合計画の中でも建てかえを推進するというところでございますが、合併特例債が、もうあと、そんなに期限がないわけですね。もうあと5年ぐらいですわね。ですから、これ25年の計画が出ておりますけれども、この以降の計画になってきますと、もうあと2年か3年ほかないわけなんで、こうした有利な合併特例債が使えるときに、ある程度のプランを立てながら計画をされていくのが、私はベターではないかなというふうに思うわけですが、私は、この建てかえには相当の資金が、財政投入をしていかなければならないというふうに思いますが、町長、先ほどの答弁では10年後に315戸を目標にしておるといふふうに言われております。ですから、野田川、加悦地区を含めると、どれですか、今で野田川地区は230～40戸の、200戸ぐらいですか、200戸ぐらいの建てかえが必要になるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういった場合の、いわゆる財政的な裏づけというのは、どのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、きちんとした財政的な裏づけというものは持ち合わせておりませんが、できるだけそうした有利な合併特例債が使えるような段階で、使うということよりも、それより前に、やはりその計画をきちんと定めて目標を持ってやっていくという、そういう計画性が必要かというふうに思いますので、できるだけ、そうした有利な条件が整っている間にしたいというふうに思います。

しかし、その合併特例債も、まだまだ、しなければならぬことが、これから残っておりますので、それらとの、年度ごとの計画等も、これまた、必要になってくるかと思っておりますので、それらも含めた今後の計画をやはり見直していくということも必要かというふうに思いますので、その辺は今、即、答弁はできませんが、ご理解が賜りたいと思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） とりあえず住宅につきましても、やはりマスタープランをつくって、計画に基づいてしなければならぬというふうに私も思います。ですから、一刻も早く、やはりマスタープランをつくっていただいて、その計画に基づいて、できるだけ有利な財源を使いながら、私はこれも一つの魅力ある、いわゆる調和のとれたまちづくりの一つとしての政策だろうと、大事な政策だろうと、私は思いますので、スピーディーに一つ間違いない対応をお願いしておきたいなというふうに思います。そういうことで問題点として指摘をして、質問を終わりたいというふう

に思います。以上で終わります。

議長（井田義之） これで、糸井満雄議員の一般質問を終わります。

次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 平成23年3月第36回議会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3件について、一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、質問に入ります前に平成19年9月議会におきまして、私は加悦区内の農業排水路でありますB線、明石区内にありますゾブ川の改修についてお願いをいたしました。ゾブ川については、既に2年前から着手をいただいておりますが、今回の総合計画の実施計画にB線に乗せていただきました。平成23年度当初予算に後野から算所に至るB線改修を予算づけがされましたことに、まず、御礼を申し上げたいと、このように思っております。

旧加悦町と野田川町が一体となりまして、府宮かんがい排水事業として取り組んだA線排水路、野田川では新川と呼ばれておりますが、これに並ぶB線排水路の整備は末端支配面積が少ないこと。あるいは受益面積が少ないこと。生活排水路としての役割も現在では大きいだけに、残された懸案だと、このように思っております。A線排水路が完成いたしましたしてから20年を経まして、B線排水路への工事着工は関係者の悲願であると、このように認識をしております。いよいよスタートラインにつけていただいたということで感謝を申し上げますとともに、関係者とも十分調整をいただきながら進めていただきたいと、このことをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。第1点目の質問は、雇用の場としてサービス会社の設立についてお伺いをいたします。よく私どもに要望をされますのは、何とか働く場がほしい、特に中高年の方からすれば年齢もあって、なかなか働く場がない。しかし、まだ、年金には遠いと、こういう声であります。これが高齢者になりますとシルバー人材センターのほうで吸収ということがあるわけですが、何とかならないか、しかも、どこで相談をしていいかわからん。ハローワークに行くというのも非常に、年齢的なこともあって難しい。こういうふうな声をよくいただくわけでございます。

しかし、私どもとしても、そういった案を持ち合わせておるわけでもございませんので、先進地は一体、こういうことを、どのようなことをやられておるのかということで、昨年秋、総務委員会で愛知県の高浜市と、これは、その後に近隣の京丹後市において取り組まれてきました実情を、あるいは、取り組まれている実情を視察をしてみました。私は12月の議会で大胆な庁舎内の機構改革が必要ではないかと、このような問いかけをいたしました。これは現在の行革大綱が進められている方向は、職員の退職を一定率補充をして、同時に、あとを臨時職員で埋める。その人件費相当額が減少するということが柱であります。本町の場合は58歳の役職定年と同時に、役職定年に応じる形で勧奨退職が多いことから、成果となっておりますけれども、本当は仕事そのものを減らす。この方向の模索が必要だと、このような立場から質問をしたわけですが、今回は、さらに、この延長線上にあります現在の行革大綱が終了した時点で、新たな改革が必要になってくると、このことは平成29年度以降の財政状況は一挙に赤字になるだろうと、こういうことが試算をされておりますし、国の財政も現在では危機的な状況にあるとは、多くの

識者の見解であります。愛知県高浜市は人口4万人余り、名古屋市の東南25キロに位置する市ですが、平成7年に市の全額出資5,000万円によって高浜市総合サービス株式会社が設立をされ、現在、社員は224名、トップは民間人、役員は無報酬の会社で、年間売上高6億5,000万円、役所の内部の仕事が可能な限り出すということで委託をされておりますけれども、現在では70名に相当する職員が減少していることと聞いております。

一般的に考えますのは人件費を安く抑えているのではないかと、このような思いがありますが、この市の場合、その後も電話でコンタクトをとってお聞きしておりますと、名古屋に近いことで民間企業も多くありまして、そんなに安い賃金で人を雇うことはできない。人を集めることはできない。21年度の決算では1億円以上の黒字決算であります。むしろ赤字にしてでも社員に還元する道も当然あるわけですが、そのような道は選択されずに、会社は利益が出れば税金も払う。もし継続的に収益が見込める場合は、委託費を削減して市に還元する方向ということが出されています。京丹後市の場合も愛知県高浜市をモデルに、2,000万円の市の全額出資で市からのアウトソーシングを中心に外部からの仕事の受注もありまして、年間3億6,000万円の売り上げで、当期利益は263万円となっております。京丹後市の場合は高浜市と遜色のない実績と、このように考えておりまして、このように町の経営革新ともいべき部分に触れることとなりますが、持続可能な町となるためには足腰の強いシステムを内部からつくる必要があります。それが私どもに寄せられておる、仕事がほしいと、この思いと一致すると考えております。中高年を中心とした雇用の拡大につながる総合サービス会社の設立について、町長のご所見をお願いいたします。

第2件目の質問は、町の第一次総合計画をはじめ幾つかの計画書では、協働で進めるまちづくり、この中ではNPO法人が、かなりな役割を担うことになっております。しかし、現実には特定非営利活動法人は、なかなか生まれせんし、与謝野町のように税の面で非常に優遇をしている、こういうことにかかわらず、まだ、数が少ないと、このようにも思っております。先行して町の中にありますNPOでは、京都府を代表するような法人もございます。また、昨日の町長の答弁にもございましたように、多くは開店休業のところが現実だと思っております。昨年、視察しました愛知県大口町の場合は、38の町の認定したNPOと、それから国の認定のNPOが10団体あるということで、びっくりして視察をしたわけでございます。この町も、みんなで進める自立と共助のまちづくりがスローガンです。これは住民や地域でできることは地域で行い、それでも解決できないことがあれば行政が行うという補完性の原理の考え方が浸透しておりまして、ボランティアやNPO活動が、その柱に座っています。その中からコミュニティビジネスの起業、業を起こす、こういったことすら支援をする仕組みがつくられています。

それでは、どのような仕組みになっているかと申し上げますと、ここでは継続して社会的使命、ミッションという言葉になるかと思っておりますけれども、これを共有する仲間が何らかの取り組みをします。NPOは当然、非営利活動ではありますが、その定義を公益性のあるまちづくり活動は、すべてNPOであると広く解釈し、より活動が活発になり、町を明るく元気する取り組みを支援する、この仕組みがつくられているわけです。それでは、どのような活動がされているのかと申し上げますと、町内で行われています子育ての支援サークル、防犯パトロールのサークル、本の読み聞かせのサークル、ごみの減量を考えるサークル、手話サークル、地域通貨の研究をするサーク

ル、農家の朝市のサークル、手品のサークル、高齢者の話を聞くサークル、このようにあらゆる分野で自分たちの楽しみだけではない広域性のある活動は、町を元気にする、まちづくりNPO活動とされています。旧町でも京都国体が終了いたしましたから、何とか、この思いをとのことで、それぞれ旧町にも町民会議がつくられた経過がありますが、これは町が音頭をとっていた間は持ちこたえましたが、発展性は難しかったと、このように認識をしております。NPO活動のように、自分たちの役割、使命としてのみんなの思いが集まってこそ、町は元気になるとの発想に至らなかったと、このように思っております。

与謝野町にも多くのサークルや団体があります。PTA、文化団体、女性団体、高齢者の団体等の中や地域の中にも多くの組織や団体をネットワークで結びまして、協働の場に参画をしてもらうことが必要で、町の中にある力を発揮できる仕組みづくりこそ協働で進めるまちづくりの基本だと、このように考えておりますので、このような仕組みや仕掛けについて、どのように考えられておられるのか、お伺いをいたします。

3件目の質問は、臨時職員が働きやすい職場を、どうつくったかと、これまでから副町長にも町長にもお願いをしまっていました。今回も答弁をよろしくお願いをしたいと思っておりますが、昨日もIMOにかかわる質疑が、意見もありましたけれども、パートや臨時職員にかかわっては基本公務員法で臨時職員という位置づけがされており、しかしながら、これらの職員が非常に不安定な位地にあることについては、十分ご承知をいただいております。自治労の資料では、全国でも60万人を超える臨時職なり嘱託職員がおられるとのことで、国では正職員との格差を近づけるような方向は出されておりますが、本町の場合は、いろいろ検討はするとの回答はいただきましたけれども、その後、何ら改善された形跡はないのではないかと、このように思っております。

現在の町の指針となっておりますのは、第一次総合計画でありまして、働く立場からの指針は、みんなの和づくりプラン、与謝野町男女共同参加計画であります。例えば、この共同参画計画書では、いきいきと働ける環境づくりの項目がございます。ここでは雇用機会の均等と平等の確保が施策方針として掲げられ、この中では国や府にパート労働者の雇用環境の改善に向けた対策を促します。こういった項がございます。私は財政基盤の強化を図るために、そのことが臨時職員にしわ寄せがいくことがあってはならないと、このように考えておるものでございます。昨年3月の一般質問で副町長の答弁では、臨時職員につきまして非常に重要な役割を担っていただいております、町の、まさに人財、財産の「財」でございます。こういう答弁をいただいております、2カ月を超える雇用期間がある臨時職員には、採用時には採用条件を明示した通知書を必ず交付すること等が挙げられましたが、現実には、どうも木を見て森を見ないといいですか、その条件を見ますと、その労働内容や男女共同参画の町としてはいかがかと、このように思うわけですし、条件が示されるということは、これでいいわけですが、臨時職員といいましても、一くりにすることはできず。その仕事の内容や責任度合いは千差万別であります、確かに採用条件を明示した通知書が渡され、そのことが、この期間が過ぎれば、もうここで終わりですよということになるわけでございます、そこのところが非常に気になるところであります。このように町の思いと働く者の思いには大きな隔たりがあります。20年4月にパート労働法の大幅な改正がございまして、正職員と職務の度合いが同じであれば、その改善に向けて使用者側が努力義務を負う



こととされた、このことについては十分ご理解をいただいているところですが、一向に、その後、そういった動きがないと、このように思っております、このような状況の中で伺いいたしますのは、合併以前からの実績のありますベテランの臨時職員もあるわけですが、本当に人財と、こういう認識でいらっしゃるのかどうか、このことを確認をしておきたいと、このように思っております。

それから、2点目は安心して勤められる職場に本当になっているのかどうか、前回では職場の実情を調査したいとの回答であったと思いますけれども、どのような職場だと結論を出されておりますかどうか。

3点目には、労働基準法第36条によって、働く条件を協定書として締結をするという、代表者と締結をするということになっておりますけれども、現在では臨時職が職場では半数以上のところがございます。そうした職場では臨時職を含めた協定が、私は必要ではないかと、このように思っておりますけれども、合併以来の旧町では本当の臨時的雇用と、組織上どうしても必要な場合は嘱託への位置づけがされてきました。現在、このままでは極端な場合、20年以上勤めても退職金もなく、そのまま雇いどめになる、こういう実態になるのではないかなど、こういう不安があるわけですが。そういった声を働く方々からいただく、それは、そういったことは承知いただいておりますというふうに、言うことは簡単ですが、なかなかやっぱりこうした立場の人をどう守っていくか、現在の国の状況も、そういった流れになっておるわけですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 勢旗議員、1番目のご質問、雇用の場としてのサービス会社の設立をに、お答えいたします。近年の経済、雇用情勢の悪化に加え、最近では原油価格の高騰などによって一層、企業にとっては大変厳しい状況が続いております。このような中、企業におきましては、雇用の確保が大変厳しい状況にあり、町といたしましても、雇用の継続が図れるよう国の雇用安定助成金制度の単費部分の助成を行い支援をしているところでございます。しかしながら、この施策もいつまで継続されるか不透明であり、地域経済の活性化とあわせて雇用の確保、喪失も引き続き重要課題と位置づけ取り組まなければならないものというふうに考えております。

そのような中、議員のサービス会社の設立の研究に着手をとのご提案でございますが、ご指摘のとおり今後一層、財政状況が厳しくなることが予想される中、公共サービスにおける行政の役割や範囲を、いま一度、見直しを行うことは重要であり、行政で行うべきものと民間でできるものとの見きわめをしなければならないというふうに感じております。今後、行政改革を進める中で、職員数の削減や施設の統廃合も考えられるため、公共サービスのアウトソーシング化について研究や、あるいは検討をする必要があるかと存じますが、町内の労働者派遣事業などの民業圧迫にならないように考えることも必要かというふうに思っております。

ちなみに近隣の京丹後市においては、平成18年11月15日に京丹後市総合サービス株式会社を設立され、先ほど言われましたように市立保育所や幼稚園、小・中学校の給食調理員、市役所、民間事業へ一般事務員などを派遣する一般労働者派遣事業を展開されているようでござい

す。

次に、2番目のご質問、協働の基盤となる町独自のNPO制度の創設と支援をについて、お答えいたします。特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人は名称のとおり特定の非営利活動を行うことを目的とした法人であり、特定非営利活動促進法に基づき都道府県、または、内閣府の認証を受けて設立されます。近隣では京都府丹後広域振興局が認証事務を行っているところでございます。

さて、この法律は特定非営利活動を行う団体に法人格を付与するという事等によりボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするというふうにされておりました、法施行以降、全国でも多数の団体が認証、設立をされているところでございます。この法の趣旨のとおり、まちづくりのさまざまな分野において、新たな公共的サービスの担い手として活躍されている法人が見られる一方、その運営につきましては、活動に対する住民の理解度の低さや寄附文化が日本では、あまりないこと等により資金難の団体が多いと言われており、行政からの事業委託に依存したり、下請化が進み、本来の目的が薄れている等の指摘もあるようでございます。

本町では現在、7団体のNPO法人が活躍をされており、また、NPO法人ではないものの、目的を持った任意団体やボランティア活動が多数行われているところでございます。このような中で、これまでは町独自のNPO認定制度の創出につきましては、ご要望をいただいたことはございません。一方で本町はNPO法人への支援につきましては、自治振興補助金により自治会など同様の支援を考えております。自治振興補助金の対象事業に合致する内容の事業であれば、支援をいたしますので、これの利用につきましてもPRさせていただいているところでございます。

なお、協働で進めるまちづくりのためには、まちづくりを担う多様な団体の育成や自助、共助、商助、公助の協働、パートナーシップを築くことが重要であるということは議論を待ちませんので、引き続き住民団体等の自発性、自立性に基づく多様な活動が行われますように研究していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員ご質問の3番目、臨時職員が働きやすい職場をどうつくるにつきましては、私からお答えをいたします。初めに1点目の臨時職員として実績がある職員をどのように評価しているのかのご質問でございますが、昨年3月の定例会での議員の一般質問でもお答えをいたしましたし、町長も兼ねてから繰り返し申し上げておりますとおり、合併以来、1割以上の職員が退職する中で、その補充要因として非常に重要な役割を担っていただいております、重要な戦力であり、町の、まさに人としての財産である人財と考えております。

2点目の働きやすい安心して勤められる職場づくりについてでございますが、臨時職員は1点目のお答えでも申し上げましたとおり、重要な役割を担っていただいておりますので、十分な処遇でお願いすべきところではあります。現在のところ平成20年4月から通勤手当を支給することとしたほか、年次休暇の取得単位を国では労働基準法により昨年からは1年に5日に限って時間単位の取得を認めているところでございますが、本町では既に合併以来、年次休暇は時間単位での取得を認めることとしております。そのほか育児、介護の休業制度の導

入、さらには年に1度の定期健康診断はもちろんですが、万が一の際の労災保険や失業保険などにも当然ながら加入するなど、財政上の制約から必要十分とはなかなかまいりませんが、それなりの対応をさせていただいているつもりでございます。

最後に3点目の労働基準法第36条に基づく時間外休日労働に関する協定を職員組合と締結しているが、臨時職員が過半数を占める職種では、臨時職員を含めた組織との協定が必要ではないかとのことですが、保育所など事業所によっては正職員を上回る臨時職員が勤務する職場では、ご指摘のとおりでございますので、今後は早急に改善をしてみたいと考えております。

以前にも申し上げましたが、与謝野町の厳しい現状の中で、正職員、臨時職員を問わず日々の業務に精力的に励んでいてくれますし、臨時職員も当町のまちづくりにとって欠かすことのできない重要な存在だと認識をいたしておりますので、今後も臨時職員の方々の労働環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で、勢旗議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ありがとうございます。それでは、雇用の場としてのサービス会社の関係から1、2点、質問をしたいと思っておりますが、現在、2月の町政だよりの臨時の中で、23年度の臨時職員といえますか、臨時的に任用する職員さんですね、この募集が、折り込みが入りました。これが2月25日までということで、かなり応募があったのではないかなど、こういうふうに思っておりますし、また、これの、これ以外にも現在、町が、それぞれの課で依頼をされると、そういった部分もあるのではないかと思います。まず、この2月25日の締め切り部分までに、この関係の応募の状況はどのような状況でしたでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員のご質問の件でございますが、ご案内のようにたくさんの臨時職員の方々を公募させていただいております。実務につきましては、それぞれ所管する業務ごとに募集をかけておりましたので、募集状況、それから、もう既に面接を済ませておりますけれども、採用の状況などにつきましては、多くの課にまたがりますが、各課からお答えをさせていただくことでよろしいでしょうか。それとも計数的なものでしたら、後から各課の状況をお聞きして。

15番（勢旗 毅） ちょっと商工観光課の状況だけお聞かせいただいたらよろしいけど。

副町長（堀口卓也） 太田商工観光課長からお答えをさせていただきます。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたしますが、きちんとした数字ということでは若干間違っているかと思っておりますけれども、私のほうの所管しておりますのが、双峰公園の臨時職員の雇用をしております。それから染色センターの臨時職員の雇用を募集かけました。それから、ワークパルも行っております。そして、緊急雇用として全体的な自然公園ほか環境整備事業ということで、私どもが労働係を持っておりますので、いわゆる町内の公共施設の草刈り業務も含めまして、私のほうで面接をさせていただいております。今、申し上げました雇用の総人数が33名と認識をしております。草刈り業務につきましては10名余りだったというふうに思っておりますけれども、あと3施設につきましては、8名から7名の範囲での応募があったというふうに認識をいたしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 先ほど町長から答弁をいただきまして、いま一度といたしますか、見直しもやる必要があると。あるいは研究もしてみたいと、こういうふうなご回答をいただいたと思っております。それぞれのサービス会社で聞きますと、例えば、フルタイムで働きたいと、こういう希望ばかりではございませんで、一日に数時間、子育ての関係もあって働きたいと、そういう希望や、それから、こういう技能があるので、ぜひとも働きたいと、そういった方が多いというふうに思っておりますが、なかなかハローワークでは相手にしてもらえないと、種々雑多の希望があると、こういうふう聞いておりまして、例えば、京丹後市の場合、労働者派遣サービスを66業務、業務紹介サービスが6業務と、全体の、これで95%を占めておると、このように思っております。もちろん行政も仕事を出すわけでございますけれども、このような総合サービス会社について、これから研究をしていただくと、このように思っておりますが、再度、そういう研究を進めるんだという答弁をいただければ、ありがたいと思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 一つの方法として非常に成功しているのかどうかは別といたしまして、そうしたことも必要かというふうに思いますけれども、今の与謝野町の状況の中では、そこまで立ち上げて、どうこうというところまではなかなかいく、ちょっとそういう道筋が見えてこないところがございます。しかし、そういったところの会社等のサービス会社等を活用してしていくということも今後、必要になってくることになろうかと思えます。おのおのの中で必要な人材を町が公募をしてお願いしていくと、その前には登録制でしていくようなこともやっておりますし、いろいろと、その時々の人材を確保するという難しさもありますし、反対に、そうしたことによって新たな仕事の一つでもふえるという、仕事が確保できるといういい面もあろうかと思えます。今のところ、そうした会社を設立していくということは民間の方たちの知恵の中でお願いできるのであれば、そうしたことも必要かと思えます。

町としては、今の段階では町のできる、そうしたNPOを含めた中で活用できる方法で支援がしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） それでは、これにつきましては、この辺にとどめたいと思っておりますが、ぜひ一つ、今度、町内での検討をお願いをしておきたいと、このように思っております。

次に、町独自のNPOの制度につきまして、町長から答弁をいただきました。現在の、いわゆる国が定めております特定非営利活動法人につきましては7団体が現在、町の中で登録をされておると、こういうふうにお聞きをいたしました。このNPOというのは、もともとといたしますか、一番我々に身近なことになってまいりましたのは、いわゆる阪神・淡路の大震災で、ここに全国からかけつけられたボランティアや、あるいはNPOの方たちが130万人ほどあったと、このように言われておりますが、そんなことがあったのかどうかははっきりしませんけれども、そういったことから、社会的な認知がされてきたと、こういうふうにお思っておるわけでございます。

実際にこれをつくるということになりますと、国の場合は最低10名いるわけでございますし、なかなかそういったメンバーを集めにくいというふうなこともあるわけでございますが、私も愛知県の大口町を視察をしてまいりました。ここでは、いわゆる今の多様化したニーズにこた

えていくと、あるいは、そういう活動がしたい。そのことが4名なり5名あれば、それは町のNPOだと、こういう位置づけがされておまして、特にそのことで、いわゆる国との、NPOとはかなりな隔たりがあるわけですが、それが現実に町の中でかなりなウエートを占めていると、そういうふうに聞いてまいりましたので、ぜひとも、そのようなことについても検討をいただきたいと、いわゆる行政サービスを、我々が税金を払っているんだから行政サービスを受けると、こういう時代から、やはり自立をした支援、町長おっしゃっておりますように、いわゆる、それぞれが自立をして、そして、支援をしていく。こういう時代になりつつ、支援をし合う時代、こういうことになろうかと思っておりますので、まちを変えるようなNPOにつきまして、ぜひ一つ研究をいただきたいのと、それから7団体、現在あるわけですが、このNPOの窓口、この役場の中の窓口というのは、どこが今、現実に担っていらっしゃるようになっておるのか、そのことをお伺いしておきたい。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） NPOを組織する段階での町の支援ということになろうかと思いますが、先ほども申し上げましたように、それぞれの今、活躍をしていただいているNPOの方たちは、それぞれの自分たちの目的を持って組織化をされて、そして、それに基づいて活動をされております。そうした活動の中身によって、やはり町として支援していけるものが多くあると思っておりますので、そうした中での支援をしていくということで、それらをつくる段階での、認めるというか、町独自のということについては、今のところ考えておりません。窓口等につきましても、企画財政課でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 現在の町の条例を見ますと、与謝野町ぐらい、このNPOに対して税的な面での支援をしているところは、私はないと思っております、やはりもう少しPRをする必要があるんじゃないかと、これだけ援助しているんだからというふうに思っておりますのと、それから、大口町で勉強をさせてもらいましたところによりますと、先ほども町長の雇用安定資金の話がございましたが、ここは、その財政支援の柱として持つておるのは、例えば、財団法人間都市整備機構、いわゆる民都機構ですね。これは、この町でいいますと、加悦総合振興株式会社が親水公園をつくったときに借り入れておる会社で、NTTの売却益を借りている会社なんですが、こういうところも、そういう住民参加型まちづくりのファンドの助成と、そういったものをおやに聞いてまいりました。そういうことで国と、あるいは京都府とあるわけですが、まだまだ民間にもちょっとそういう部分があるんじゃないかなというふうに思っております、ぜひとも、この部分についても検討をしていただきたいなと思っております。それから、その税の関係で、特に表現を控えていらっしゃる、こういった支援をしているんですよということが言いにくいとか、そういう面はございますか。そこ町長どうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな形といいますか、そうしたものはあろうかと思えますし、今後、そうしたニーズというものが生まれてくる中で検討していく必要があるかと思えますけれども、今のところ町としては、それぞれのNPOの組織もしっかりと頑張っていただいておりますし、今度の福祉施設なんかの設置につきましても、本当にいろいろな形の活動をしていただいております

ので、そうしたものを含めて、ほかのボランティア団体、あるいは自治区等の活動も含めて、それぞれまちづくりのための活動をしていただいているという位置づけの中で、自治振興補助金等を補助をさせていただいております、こうして、それが決して隠しているというものでございませぬし、むしろ、そうしたことを使っていただいで活動を活発にしてくださいということは、町報でしたかね、何かにも載せておりますので、十分そうしたものを活用した中で、住民として、この町の活動を支えていく、そうした活動をお願いしたいなと思ひます。

それともう一つは、町域や市域を越えた中でのNPOが今、できておりますので、それらに対する支援というものについて、ちょっと難しい点が出てきておひまして、その所属しているところでの支援をするのか、あるいは、ある補助なんかも応分の負担をもってするのか等々、ちょっと難しいところがあるんですけれども、そうしたことに対する整理は必要かと思ひますけれども、今のところ町の中で活動をしていただいでいるNPOについては、新たなということはおひりませぬ。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この7団体の中には本当に京都府を代表するようなNPO団体もございませぬし、ぜひとも、そういったところは、さらに伸ばしていただきたいなと、こういうふうにおひっておりますが、ぜひとも、この町の中でNPOについては、今後、町内でも検討をいただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思ひます。

次に、臨時職員の関係で、副町長から、ある部分、改善をしなければならぬと、こういったこともございませぬし、臨時職員というのは、なかなか意見を言う場がないわけですね。それで組合もございませぬし、また、職員組合も、いわゆる非正規の方までの声を吸い上げるという組織には、なかなかないものですから、ぜひ1年に1回ぐらいは、そういった方の意見とありますか、ひざを交えながら話すような機会を副町長さん、設けていただきたいなと思ひておひるんでございませぬし、いかがでございませぬしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員のほうから臨時職員の方の思ひを聞く場を年に一遍でも持ったらどうかというご提案でございませぬし。確かに現場の、それぞれの現場の職員は、そういった思ひを聞かせていただくことがあるのかもしれませぬけれども、ご指摘のように、私自身が直接お聞きする場はなかなかないわけでありませぬし。大変重要なことだと思ひますが、議員もご承知のように、臨時職員さんの雇用形態とありますか、勤務形態が非常にまちまちでありませぬし、フルタイムの方もあれば、午前中短時間、夕方短時間、特に保育所なんかはそうなんすけれども、そういうことで勤務時間が、勤務時間帯のばらつきがありますので、なかなか難しいことだと思ひますけれども、一度、各臨時職員さんがお勤めの職場の職員とも相談をしてみたいと思ひます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 副町長、それぞれ、先ほど申しましたように業種が全部違うという、あるいは千差万別、このことはわかっているんです。ただ、10日みえた方と、あるいは1カ月の人の声を聞いてくれと、こういうことではなしに、もう数年間にわたって臨時職としてお勤めいただいでおひる。そういう方と、私は、ぜひそういう場を持ってほしいなと、こういうふうにおひっておりますので、このことをお願いをいたしまして、終わりにしたいと思ひております。

議長（井田義之） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。

2時45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行します。

次に、13番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） 大変寒い日でございますが、よろしくお願いいたします。

先日、KYTを拝見していると、加悦谷高校の卒業証書授与式の模様が見られましたが、多くの生徒が、また、旅立っていくわけですが、また、都会で勉強をされまして一日も早く彼らが、このふるさとへ帰ってきて、この地域の財産として活躍してほしいなとしみじみと見ていました。私も高校生のころを思い出しまして、非常になつかしく思った次第でございます。

さて、今回の一般質問は、合併特例措置の逡減対策というような形で件名を書いています、いわゆる平たく言えば、本町の10年後の行財政運営について少々不安を感じるものですから伺うものであります。賢明な理事者の皆さんが十分に検討されておられますので、私の取り越し苦労であることと理解していますが、念のため町長の所見を問います。

合併しましてから、今年度で6年目を迎えて、合併特例措置、いわゆる普通交付税の算定がえ、そして、合併特例債事業などが適用されるのも、あと6年となりました。普通交付税では翌年の29年度から33年度まで段階的に削減されまして、平成34年度からは与謝野町本来の交付額となります。いわゆる当町の自主財源、また、依存財源、特に依存財源の中でも交付税の占める割合が圧倒的に多いわけですから、歳入の減少は歳出の減少につながり、そして、それは行政サービスの急激な低下につながらないかなと、そんなふうにな不安を感じて質問をする次第でございます。当然、合併特例措置以外にも、この10年先を見ますと人口がかなり、2万人は割っているのかなと思えるほど減少しているものと推察もいたしますし、また、新年度予算を見ましても、自主財源の多くを占める税収の割合も、このままで推移ができるのだろうか、そんな心配もされます。

この逡減対策というふうに言っていますが、いわゆる地方交付税の逡減ということに対して、特に考えるわけでございますし、特例債もそうであります。今から、これから10年というよりも、いわゆる28年までに恐らく、先ほど糸井議員からもありましたように、その間にいろんな事業を進めて特例債を有効に使おうという考えがあるわけございまして、恐らく各種公共施設の統廃合、また、それらの施設の民営化、さらなる、それに一番何よりも大きな力は住民の自治意識の高揚、こういったものが歳入の軽減を、ある程度、その先で押さえてくれるかもわかりませんが、そういった対策はどのように考えているのでしょうか。具体的な対策、また、展望をお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

数字であらわれない、特に住民自治意識、いわゆる自分たちの町を自分たちで守るんだということが自治体の根源であります、この意識の高揚こそが、私はいろんな施策の中でも、また、違った角度から大きなものであるというふうに考えています。そういった中で、私の地元の自治区をほめるわけではございませんが、ほめることにはなりますが、結果的には、昨年11月にご

み問題で、特に地域のご婦人の間からも、いろんなごみ問題のことが出てきまして、四辻区の役員さん方は町の制度であります、ふるさと人づくり補助金を利用されまして、三重県の中央開発まで視察に、10名の役員さんが行ってこられました。非常に勉強になったというふうにおっしゃっています。このように、やはり住民としてできるところに焦点を当て、目を向け、そして、少しでも、この行政、また、自分たちの町にかかわっていかうと、守ろうと、こういった姿勢も数字にあらわれない大きな対策というか、力の一つだというふうに考えています。合併しまして、今現状はどうなっているのかというようなことを多田議員も質問をされていました。また、ちょうどタイムリーに昨日から京都新聞で、検証府北部合併というふうな見出しで、きのうは、住民は効果を実感しているかと、きょうは財政健全かは進んでいるのかと、このようなことが記事になっています。ここに住民は効果を実感しているかという中に、町長もお目通しだと思いますが、岩滝町の48歳の男性の方が水道代が引き上げられたというふうな、いわゆる負のほうの効果を実感しておられるというふうなことが載っています。また、本日の財政健全化は進んでいるのかと、結局は合併しようとしまいと、交付税頼みだと、このようになっているわけです。この記事も合併の有無を問わず、財政運営を陰しくしているのは、とまらない人口減少と地域経済の沈滞による財政基盤の先細りだと、合併3市町では、これは京都北部の三つの市と町では国の特例で上積みされている地方交付税が下支えをしているが、10年を期限に減額される、折り返しを過ぎ、将来の身の丈に見合った財政構造づくりが時間との勝負にもなっていると、このように結んでおられます。

やはり交付税の、これから先、特に平成34年には全くもとの本来の姿に戻ります。その減額される部分につきましての対応策を、どのような角度からでも結構ですから、町長の見解をお尋ねしたいと、これがまず、1点であります。

次に、町の花「ひまわり」町の木「椿」、これにおきまして、私は偶然たまたま、そのときに総務委員長だった関係から、この町の花、町の木を選定委員会に出させていただきます、選定委員長として務めさせていただいたと、そういった経過がございまして、特別に思い入れがあるわけがございまして。そういった中、この実施計画にも観光イベント開催事業としまして、向こう23年、24年、25年と、ひまわり15万本、滝の千年ツバキ祭り開催というふうな、ここに明文化されているわけがございまして、きょうまでのひまわり15万本、また、滝の千年ツバキ祭り等々を、どうも、そのときだけの一過性のイベントに終わってはいないかと、これが本当に名実ともに町の花であり、町の木であり、そして、本当に観光資源として利用される場所までの事業として取り組んでいただいているだろうか、いささか疑問を感じる次第でございまして。

後ほど、この後に今田議員のほうから椿サミットについて、しないのかというふうな、非常に3回目になりますというふうな強烈な文書が載っていますが、それは椿のほうのサミットの件は横に置いておきまして、この間の椿、椿山での椿の会のところで町長も確かに4年後ぐらいに椿サミットを、できたらしたいなというような発言をされていましたが、仮に4年後にされるにしても、されないにしても、私はやはり今、あの育苗センターには椿の苗が数千本あるそうがございまして。町長も、あのときたしか、そう聞かれていると思うんですが、この冬の間は育苗ハウスの雪おろし、雪かき、また、夏の間は国道筋沿い、また街道筋沿いの椿の木の手入れ、夏の暑いときは手入れをしながら、水をやりながら、また、冬には雪をかきながら雪囲いをしながら



ら、1年間を通じて大変皆さん、あの方々が一生懸命になって滝の地区を中心に頑張っておられます。こういったものを何とか生かしたいと、私も思うわけでありまして、この後、町長といいますが、商工観光課といいますが、いわゆる町として、この町の花「ひまわり」町の木「椿」を、今後、本当に観光振興としての、また、町のシンボルとしての、観光でなくても町民のシンボルとしての花や木になるには、どのような手だてが、政策や計画があるのでしょうか。今のままで、ただ単なる、名前だけといえれば失礼ですが、飾り物になってはいないかという気がしてなりません。ましてや千年のツバキといったものは、これは日本国じゅうどこにもございませんので、こんなものをやはり、もう少し利用といえれば失礼ですが、生かして、ぜひともまちづくりに、一つでも貢献できればと、こんな気持ちでいます。

以上、合併特例措置の通減対策と町の花、町の木をどのように、今後、観光資源として、また、町民のシンボルとして生かすのか、この2点につきまして、町長に質問をいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 赤松議員、ご質問の1番目、合併特例措置通減対策について、お答えいたします。市町村合併に伴います代表的な財政上の特例措置は、普通交付税の算定を算定特例と合併特例債の発行が認められていることとでございます。普通交付税の算定は、本来、1町として1本算定されるものを、合併後10年間は旧町単位で算定する算定がえの特例措置が認められておりますし、合併特例債は新町の一体感の醸成やさまざまな行政課題に対応するための施設整備に対し、10年間発行が認められ、元利償還金の7割が普通交付税に算入されることとなっているところでございます。当町の発行限度額は11億7,900万円でございますが、平成23年度末の発行見込額の総額は、全体の38%程度の4億9,800万円程度になると見込んでおります。本特例債の代表的な事業といたしましては、有線テレビの拡張事業や防災行政無線整備事業、そして、道路改良事業などのハード事業でございます。今後も懸案事項の実行などに許される範囲で活用していきたいというふうに考えているところでございます。

さて、普通交付税でございますが、普通交付税の算定は、平成27年度までが特例期間の10年間で、28年度から1割、3割、5割、7割、9割、ちょっと1年が違っておりましたが、順次削減され、33年度からは純然たる一本算定になります。そこで、平成27年度と33年度の普通交付税額を比較してみますと、おおむね11億円が減額になるものと試算しております。以前は、おおむね7億円から8億円程度の削減になるであろうと申しておりましたが、これらを試算しました年度から普通交付税そのものが3億円から4億円増額になっておりますので、逆にひらきが大きくなってきているということでございます。

そこで、既に配付の、本町の財政見通しをごらんいただければおわかりいただけますように、収入の半分近くを交付税に依存していることから、財政見通しは平成27年度以降、段階的に赤字幅が膨らむシミュレーションとなっております。現在、第一次行政改革大綱の実現に向け経常的経費等の削減に取り組んでいるところでございますが、期間が5年間で平成24年度までとなっております。当然のこととして、交付税の削減を見据え、第二次行政改革を策定し、その実現に向けて新たなスタートを切る必要があるというふうに考えております。その中では、現行の住民サービスをはじめとする行政経費の抜本的な見直しや施設の統廃合などの課題などに対しまし

て、感情論を抜いた真摯な議論が必要というふうに考えます。しかし、これらの議論は、すぐにまとまるものではなく、歳月をかけた議論が必要であり、それだけに早い時期に議会や住民の皆さんに問題を提起し、議論を深めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、お隣の京丹後市のように今後の財政危機に備えて一定額を計画的に基金に積み立てておくことも必要というふうに考えております。いずれにいたしましても、今後の10年間は大変逼迫した財政運営となることは紛れもない事実でございます。行政はもとより、議員の皆様、住民の皆様の知恵を結集して持続可能な与謝野町の実現に向け、最大の力を結集していく必要があるというふうに考えております。その中でも赤松議員がおっしゃった自治意識の高揚、これは金額的には目に見えませんが、そうした、それぞれの地域の取り組み、あるいは一人一人の取り組みが、こうした財政健全化に向けての大きな下支えをしてくれるものというふうに思っておりますので、そうしたことへの構築も必要が、大変重要なことだというふうに認識いたしております。

それから、議員、2番目のご質問、町の花「ひまわり」町の木「椿」をもとにしたまちづくり観光振興についてお答えいたします。

町の花、町の木につきましては、合併直後に公募し、112人の応募の中から与謝野町のシンボルとしてふさわしいもの、地域に愛されるもの、栽培しやすく鑑賞にも適しているものの3点を主な選定基準としてお世話になりました選定委員会で協議をし、そして、花は「ひまわり」、木は「椿」を平成18年8月9日、制定しております。また、平成21年2月1日には、それぞれのシンボルデザインを制定しており、椿につきましては、選定委員会で協議した結果、旧加悦町で使用していたデザインを使用することと決定いたしました。

また、ひまわりにつきましては、先に決定いたしました椿のデザインに合うものを平成20年4月から6月末にかけて一般公募し、ご応募いただいた381点の作品の中から選定委員会において厳正な審査を重ね決定いたしております。

町の花、町の木制定後は、総務課において毎年8月に我が家のひまわりコンテストを実施し、企画財政課では、コミュニティバスの名称「ひまわり」を使用、商工観光課では滝の千年ツバキ公園の環境整備を、また、農林課では同公園までの林道整備を、教育推進課では滝のツバキ環境保全をと、各課において積極的に町の花木に関する取り組みをしております。議員のご質問、町の花木をもとにした観光振興でございますが、ひまわりにつきましては、商工観光課を中心に、ご存じのとおり旧野田川町時代から続いております、ひまわり15万本イベントを継続して実施してございまして、丹後の夏の風物詩として定着しております。また、椿におきましては、地元滝区を中心に旧加悦町時代から開催されております滝の千年ツバキ祭りを継続して実施しており、商工観光課、教育推進課が実行委員会に参画し、地元の方々と一緒になって祭りを開催しております。今後もこういったイベントを継続しますとともに、椿につきましては、町の花木に椿を選定している全国の市町村が開催できる全国椿サミットの誘致について検討を実施していきたいというふうに考えております。

しかしながら、両イベントとも関係者の高齢化ということもあり、継続が難しいといった問題も出てきており、近い将来、今後のあり方や新たなイベントにつきまして模索していかなければならない時期に来ているものというふうに考えております。また、町の花木に対する町民の意識

の高揚がなかなか図れていないというふうに感じておりますので、町の花木の担当であります総務課を中心に、町民に対する啓発や住民との協力による国道沿いの椿の管理を検討するとともに、椿、ひまわりの開花時期に与謝野町に来れば至るところでひまわりや椿を見ることができるといった仕掛けを行い、町内外に町の花「ひまわり」、そして、町の木「椿」を引き続き発信していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、赤松議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） まず、最初にそれでは、合併特例のほうから質問をするわけでございますが、確かに隣の京丹後市さんでは、合併、この特例措置が来ていることに対しましての逡減対策として準備基金を平成22年度から創設されて、毎年、2億5,000万円を積み立てられるということでございます。この京丹後市の場合ですと5年間で25億円の交付税が減少すると、当町では今、町長のお話では11億円ということで、金額に差があるわけでございますが、やはりこれだけの急激な交付税というものが減るといふことに対しましての、そういった準備基金を創設されて、平成22年度から、そのことによりまして激変緩和をされるというふうな措置がとられているようでございますが、当町では、そういったことも、ぜひとも検討していただきたいというふうに思いますが、何よりも町長が今おっしゃいましたように、感情論を抜いた議論が必要であると、また、そのためには、やはり時間を費やすということがございますね。だから、やはり今から10年後を見据えるとするならば、やはり今、そういった議論を今しなければ、とてもやない、間に合わない、私はそのように思うわけでございます。したがって、一定額の基金を積み立てるのもよろしいですが、やはり今、そういったことに対する町民間での話題として投げかけて、特に今年度から国民健康保険税が引き上げをされます。保健課の説明によりますと、今年度は、この程度ですが、来年度もまた、同じように、再来年度も同じようにと、とてもじゃないけど国保税やっていけないと、この経済環境下の中で3年連続二けたの伸びをしますと、大変な町民負担です。しかも、これも避けて通れない。こういった非常に切迫した我が町の財政を考えますと、とてもじゃないが今、ゆっくりしている場合ではないと、やはり逡減対策をしっかりと打ち出して、できる施策はやっていくと、そういった先延ばし、先延ばしではなしに、特に加悦中学校の校舎の建てかえ問題にしましても、今年度、基本設計、来年度実施設計、再来年度によいよ着手ということでございますが、そういったようなものを、とりあえずできるところから着手していくと、そして、将来の荷がかかるというのは何という表現があるんですけど、あれは、いわゆる将来負担比率ですか。将来負担比率を少しでも、はっきりと出していったら、そうしないと、今しないと、もうとてもじゃないけれども間に合わない、私はこんな危機を感じています。

平成23年度末の起債の残高見込みが340億円、それに対して基金の残高は20億円、この数字だけを見ましても、やはりこれ後生にいくわけですから、町民一人当たり借金が144万円、貯金は8万7,000円、この状況下を、やはり財政を立て直すためには、やはり今、町長がいみじくもおっしゃった感情論を抜いた、本当に町民間で時間をかけてコンセンサスを心得、一刻も早く一つ一つの策を打っていくということが、私は必要であるというふうに考えています。したがって、今、町長、ほとんどもうおっしゃいましたので、これ以上、質問をすることはご

ざいませんが、私のほうからのお願いとしまして、やはりそういった、するべきところはやっていくという、そういう姿勢を見せていただきたいと、こんなふうに考えています。

それから、町の花木の件ですが、これ、先ほど申しましたが、苗木が数千本あるということでございますので、この椿の苗木が1本3,000円では、なかなか売れなかったと、2,000円にしたら、よく売れたというお話でございましたが、それは横に置きまして、その苗木を育苗ハウスでじっとしているんじゃなしに、やはりこれを有効活用、例えば、自転車道には植えられないのか、また、町道、府道、国道、植えられるところはあるのか、植える公園はあるのか、そういったことも一応、点検をしていただいて、いわゆる育苗ハウスにいる苗木を世に出してほしいと、そして、もし万が一4年後に椿サミットが行われるなら、そのときに、まだまだ、小さな苗木でも結構ですから、やはり町じゅうに椿があるなど、そんな町にしてほしいなというふうな、これも私の提案でございますが、そういった苗木の利用を一刻も早くしてほしい。

それから、夏の暑い間の水やり、また、国道沿いの椿の管理、冬の除雪等々、非常にこれご苦労になっているわけでございますが、町長も先ほどおっしゃったように、確かに高齢化ですね、だから、そういった中で後継者を見つけるのも大変でしょうけれども、ああいった作業に対して、私やはり幾ばくかの、そらすべてができませんけれども、いくばくかの補助を今よりも、もう少しの補助ということを、この間、訴えておられましたが、また、そういうことも考えられましたら、お互いにお互いが利用しながら、そういった制度を設けていただきたいと。それからまた、あの滝の方だけではなくても、町民の中で、花木の好きな人があれば、一緒に育てませんか、一緒に管理しませんかと、そんな別働隊の応援団も組織する必要があるだろうというふうなことも感じています。こんなことを、お願いばかりで恐縮なんですけど、思っています。

それから、もう一つ、これは町長からすれば突拍子もない話かもしれませんが、私は、あの千年ツバキといったものはないわけですから、千年ツバキの懸賞小説を募集したら、100万円も出せば日本全国から、小説を書きたい方がいっぱいいますので、この与謝野町に大勢大勢お見えになって、その懸賞小説の著作権は当然、本町にあると、私はそういった違う切り口からも、あの千年ツバキを違う意味で世に出したいと、そんなことも考えています。いずれも私の妄想的な話ではございますが、できれば、そういったことをしてほしい。

それから、ひまわりに関しましては、やはりやっとなど地についてきまして、今、京都北都信用金庫さんの普通預金通帳が、さらになつたらわかりますが、あそこの2ページ目はひまわりです。やっとなどところに取り上げられたなというふうに、きょうまでの地道な努力が実ってきているなというふうに感じています。そんな意味で、今後、町の花木につきましては、今、町長がおっしゃったような、いろんな課題点がありますが、ぜひとも、でき得るながら、4年後のサミットに目がけて頑張っていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。もし、答弁がありましたらお願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の町の、この財政状況についての、いろいろな誤解があるなというふうに思っております。おいでになりますけれども、京都新聞の、きょうのアンケートですか、言葉の中に、きのうでしたか、水道料金が上がったというお話がありましたけれども、与謝野町になりましたから、国や、そうした府の制度が変わったために上がった税等はございますけれども、与

謝野町が上げたというのではないわけ。今までほとんどないというふうに思っております。ということは、そういうことを、なかなかしてこなかったと、今ある3町が一緒になったので、できるだけ、その中で理解が得られるところということでしたと思うんです。水道料金も、あれは合併してようが、してまいが上げざるを得なかった。あれは企業会計ですので、岩滝の方たちだけの水道ですから、そういう中で、たまたまいろいろな論議がまざってしまって、ああいう結果になったんだろうと思いますけれども、そういう中で、やはりこれからは、先ほども言いましたけれども、隗から始めよということで、内部での行政の、そうした削減を取り組んできましたけれども、いよいよそれでは、もういかない。今後は町民の皆さんに対しても痛みを伴う、そうしたことをお願い。また、協力していただかなければならない時期に来ているというふうに思っております。そういう意味で、町の財政についても、やはり明確に説明をし、そして、しなければならぬ事業は、やはり、この有利な特例債が使える間にやっていくと、辛抱できる場所はお互いに辛抱して、それをほかの有効な財源へ回していくという、そういうことをやっていかないと、とても、こうした財政が持続可能な町ということにはならないというふうに思います。

今までのサービスが低下したという部分も出てくるでしょうし、反対に、そのことによって今までなかったサービスが確立されたということもあろうかと思えますけれども、そうした選択を住民の方と一緒にやっていく、それが、つまり協働だというふうに思いますので、そのところも含めて町民の方たちの協力や理解を我々も努力をしますし、議員の皆さん方もやはり正確に、そうしたことを伝えていただいて、お互いに協働してやっていくという、そうした考え方が必要だろうというふうに思っております。やるべきところからやっていく、そうした姿勢をやはり今後についても、住民の皆さんに訴えていく必要があろうかというふうに思っております。

それから、町の花、あるいは町の木について、いろいろとアイデアを出していただきました。本当にいろんな方の、いろんなアイデアを、やはりできるものからやっていくということも必要かと思えますし、多くの方々が毎年ひまわりのコンテストをしますけれども、うれしいことに、やはり子供たちからの、そうしたひまわりの絵が非常に多く寄せられるということで、ひまわり号という名前もついたのも、やはりそうしたイメージが町の花として定着してきた一つのあらわれであろうかというふうにも思えますし、これについては、地道な努力をしていく必要があろうかと思えます。

先ほども言いましたようにイベントについては、なかなか継続して、今後、続けていくことが無理になろうかと思えますけれども、それだけではなしに、特定の人が特定の、そうしたイベントをしているという形じゃなしに、与謝野町じゅうの、どの家にもひまわりがあつたり、椿があつたりというふうな広がりができるばうれしいなというふうに思っております。そうした意味も込めて住宅を建てられたりした場合には、町から苗木をプレゼントしますという宣伝もちょっと行き渡っておりませんで、なかなか申し込みがないんですけれども、そういった形でも、やはり1件でも、1人でも多く、そういう町の木、花を意識していただけるような取り組みを、やはり発信していく必要があろうかなというふうに思っております。

その千年ツバキの懸賞小説なんかも、おもしろいアイデアだと思いますし、また、それを、そのままということではなしに、また、皆さんと検討する中で、今後に向けた、これも1回限りということには、なかなかならないのか、ちょっとその辺も、また、検討が必要かと思えますけれ

ども、いろんな意味で町の花、木が発信できるような、そうした取り組みは、今後も地道に続けていきたいというふうに考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

1 3 番（赤松孝一） 終わります。

議長（井田義之） これで赤松孝一議員の一般質問を終わります、次に、1 6 番、今田博文議員の一般質問を許します。

1 6 番、今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、第3 6 回定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思っております。今回の一般質問は、加悦加工場跡地に予定されている地域共生型福祉施設の開所に向けた取り組みについて、この件については、説明を聞いている部分もありますけれども、町民の皆さんにもわかりやすくお伝えをするということも含めて、質問させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈いします。

そして、もう1 点は、先ほど赤松議員も触れられましたけれども、椿サミットの開催に向けた取り組みと申しますか、考えについてお聞きをしたいというふうに思っております。

旧加悦加工場跡地に社会福祉施設整備を進める計画が推進されています。基本コンセプトは、ついの住みかは与謝野町、地域の一員として暮らせる環境づくり、地域での尊厳ある暮らしをサポートする。そして、もう一つが垣根を越えた福祉のまちづくりであります。負担の分散とノウハウの集中、社会福祉事業者による共生型施設の構築とうたわれています。障害、高齢、児童の垣根を越えた新しい福祉のまちづくり、四つの社会事業者が集まってお互いをサポートする事業であります。特別養護老人ホーム、障害者就労支援施設には特養、在宅の食事づくりや弁当の販売もされる計画だと聞いています。さらにデイサービス、ショートステイ、高専賃などを備えた複合型施設、そして、訪問看護ステーションなどの施設が建設される予定になっています。与謝野町第4 期の事業計画では、当面、特別養護老人ホームなど大型施設を整備するのではなく、小規模多機能による地域密着型サービスの普及を促進することにしておられましたが、特養待機者の増加、独居や高齢者世帯の増加、取り巻く環境の変化、国の方針転換などにより、新しい形の福祉整備計画が行われることになりました。国や京都府が提唱されておりますのは、医療との連携強化、2 4 時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化、それから、介護サービスの充実強化、特養などの介護拠点の緊急整備、2 4 時間対応の在宅サービスの強化であります。

そして、見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援サービスの推進を求めています。高齢者になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住宅の整備、高齢者専用住宅と生活支援拠点の一体整備が求められています。この四つの視点での取り組みは、包括的に行うシステムの構築が今後、求められることとなります。しかし、すべての環境を直ちに整えることは困難なものの、システム構築に向けて訪問看護ステーションの充実、特別養護老人ホームの整備、2 4 時間型サービスのショートステイを含めた在宅複合型施設の整備、住宅と生活拠点施設の一体的な整備、配食をはじめとする多様な生活支援サービスの推進などを検討する必要があるとされています。

介護保険の今後の課題と方向性は地域包括ケアシステムの構築、要介護高齢者を地域全体で支

えるための体制整備、日常生活圏において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的、かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現、給付の効率化、重点化などを進めて給付と負担のバランスを図ることで、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築する必要があるとされています。介護保険制度が始まった2000年から10年が経過をいたしました。介護が必要になった高齢者を支える介護保険制度は、市町村が運営して介護の負担を社会全体で支えることを目的にしています。保険料と税金で9割、残りの1割を利用者が負担して、原則65歳以上がサービスを受けられる仕組みになっています。我が国の人口は江戸時代から明治前半まではおよそ3,000万人で推移をしてきました。その後、増加を続け、2007年にはピークの1億2,778万人に達し、その後は減少を続け、2050年には1億人を割り込み、65歳以上が4割近くに達すると予測されています。

一方、高齢化人口は団塊の世代が2025年には75歳に到達する高齢者のピークが到来するというふうに試算をされております。

厚労省によりますと介護保険制度が始まった2000年4月時点で149万人だった介護サービス利用者は09年4月には384万人になり、2.6倍にもふえました。サービス給付総額費用は3.6兆円から2倍以上の7兆9,000億円になっています。保険料は3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額に基づき財政の均衡を保つよう設定されています。全国平均では創設時に2,911円だった保険料は、第2期には3,293円、第3期4,090円、現在の第4期は4,160円になっています。今後、第5期に入ると厚労省では5,200円にしなければ制度が維持できなくなると、こういう試算もされています。老後最大の不安である介護問題を解消するため、また、介護を社会全体で支えていくために始まった介護保険制度、今後ますます高齢化が進み、寝たきりや認知症のお年寄りがふえていくことが見込まれています。そして、家族の高齢化や介護期間の長期化など、家族による介護は、ますます困難な状況になってきています。そんな社会環境、超高齢化社会に突入する中で、高齢者福祉施設の建設は待ったなしの状況だと思います。町長の選挙のマニフェストの、取り組みたい重点課題10項目の中にも特養老人ホームの建設は掲げられております。そこで通告いたしております、次の6点について伺いたいと思います。

まず、地域共生型福祉施設の開所に向けての整備計画は、どのようになっているのか、お聞きをします。今までの整備スケジュールでは、2月に用地造成、4月、5月に京都府補助金の内示、そして、入札、工事請負契約、6月に工事着工、平成24年6月から7月に開設、このような予定が組まれています。予定どおり進んでいるのかどうか伺いたいと思います。

二つ目に、施設入所の待機者が多くあります。この計画が予定どおり整備されれば、どのくらい緩和できるのか、お答えをいただきたいと思います。

3点目に、介護保険料がどうなるのか、現在の制度では介護サービスを充実させれば保険料が上がる仕組みになっています。影響額はどのぐらいになるのか、町長のお考えをお聞きをしたいと思います。

次に経済効果はどのぐらいになりますか、食材費、介護用品、雇用など、地域に与える影響はかなりのものがあると思いますが、試算されている部分があればお聞かせいただきたいと思ます。

次に、町の支援策については、どのように考えておられますか、お聞きをします。

最後に、今後さらに高齢化は進んでいきますが、町として福祉施策のあり方を、どのように考えておられますか、お聞きをしたいと思います。

2点目の椿の関係の質問に入らせていただきたいと思います。昨年4月18日、第20回千年ツバキ祭りが開催されました。その式典のあいさつの中で、太田町長から、与謝野町で全国椿サミットを開催したいとの意向が表明されました。これは第93号日本ツバキ協会発行のジャパンカメラにも滝の千年ツバキを尋ねての中で、野田川ユースセンターに1泊してタクシー、マイクロバスを乗り継いで会場に到着したこと。与謝野町の位置関係や町内の施設のことや、当日の祭りの様子、太田町長が椿サミット開催の意向を表明されたこと。4月の第3日曜日のサミット開催なら、ほかの地域との椿展とも重ならないので、好都合であることなど、日本ツバキ協会理事の伊藤哲郎さんが写真入りで報告されています。昨年6月議会に質問しましたが、開催するには全国椿サミット協議会に開催の意思表示をしなければならない。既に23年が岩手県大船渡市、24年が萩市、25年が沖縄、26年が長崎県五島市まで開催地が決まっているので、4年後に開催するのであれば、23年3月開催の椿サミット協議会で意思表示をしなければならないが、与謝野大会が本当に開催できるのか、十分協議しなければならないと答弁されました。先日も京都千年里支部の総会がありました。その中でも開催したいような、するような発言もされておりますけれども、本当に開催される意思があるのかどうか、お伺いをして1回目の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員、ご質問の1番目の地域共生型施設についてお答えいたします。

地域共生型福祉施設の整備につきましては、四つの法人に参画いただき、旧丹後織物工業組合加悦加工場跡地を利用し、特別養護老人ホーム、在宅福祉型施設、そして、障害者就労支援施設の設置を現在、精力的に準備を進めていただいております。

1点目の改修に向けての整備計画はというご質問でございますが、現在、町で用地の造成工事を行っております。また、施設の設計につきましては、4法人が連携し調整を行っていただいております。特別養護老人ホーム及び在宅複合型施設については、3月2日に京都府高齢者支援課など、関係各課と調整を行い、最終段階に差しかかっております。

なお、特別養護老人ホームとショートステイに対する整備費補助金を京都府が平成23年度当初予算に計上していただいたと、そういう情報を得ており、府議会で承認が得られましたら、直ちに補助金協議に入る予定となっております。また、障害者就労支援施設につきましては、既に国庫補助金を得るために京都府に事前協議を開始しております。今後のスケジュールですが、各法人で各種補助金や福祉医療機構等からの借入金の調整を行い、それらの内示が6月から7月にかけて出されると見込んでおります。その後、建築確認申請等の諸手続に約2カ月半要しますので、着工は10月から11月になる見込みでございます。

今回の施設整備に関する補助金の協議では、すべて2カ年事業として採択をしていただくように調整を進めており、開設は平成24年8月の予定とされております。

第2点目の施設入所者の待機者は、この整備計画でどれぐらい緩和できるのかのご質問です



が、以前にもお知らせしましたとおり、与謝野町の特別養護老人ホームの入居希望者は180人程度でございます。今回、整備を予定しております特別養護老人ホームは60人定員としておりますので、仮に他市町の施設への入所者が1人もなく、この施設へのみ、全部与謝野町民の待機者が利用されれば約3分の1が解消されることとなります。しかし、一時的に待機者は減少しますが、少子高齢化に歯どめがかからない現状においては、数年後には現在の待機者と同様になるものと予測いたしております。

3点目の介護保険に影響が出るが試算はできているのかとのご質問ですが、今回の施設整備により介護保険料に影響は確実に出るものと思います。介護保険料は3年間の高齢者人口の推移や全サービスの利用料、新設施設が他のサービスに与える影響、さらには制度改正による介護報酬の動向を見込み、算定しなければなりません。

平成23年度は24年度から26年度までの第5期の計画策定を行う年となっており、今後、具体的な試算を行うこととしております。したがって、現在は正確な試算が行えておりませんが、特別養護老人ホーム60人定員を整備しますと、月額平均が500円から600円程度上がるのではないかとこのように思います。

4点目の食材費、介護用品、雇用などの地域に与える経済効果は、どのくらいかのご質問ですが、専門的に経済効果を算出することはしておりませんが、今回、計画の施設の規模、種別、運営方法を勘案いたしますと、社会福祉法人与謝郡福社会が経営されております高齢者総合福祉施設虹ヶ丘が大変類似しておりますので、施設長の許可を得まして資料を提供いただきました。今田議員におかれましては、同法人の理事に就任されておりますので、私どもよりお詳しいかと思いますが、まず、人件費については、虹ヶ丘全体で120人の職員がお勤めですが、総額で約3億2,500万円となっております。また、給食材料費につきましては約2,500万円、介護用品など、消耗品や日用品が約1,000万円となっております。これらの仕入れ先につきましては、詳しい分析はできていないとのことですが、約50%程度を町内から仕入れているということでした。

物や量、さらに値段等の比較で、すべてを町内業者から仕入れることは法人の運営上、難しいというふうに思いますが、町といたしましては、できるだけ町内の業者を利用させていただきようお願いをしております。

5点目の町の支援策については、どのように考えているのかのご質問ですが、今回の施設整備に対する町の基本的な考え方は、側面的な支援というふうに考えております。共助、商助の精神で法人と行政が協働する施設づくりを目指しております。町の支援といたしましては、用地につきましては町が用地造成を行った後、各法人の必要面積を有償でお貸しすることとしております。賃借料につきましては、与謝野町行政財産使用料条例に準拠し、さらに社会福祉事業であることを勘案し減額措置をとることとし、法人の負担を軽減することとしています。また、敷地内の駐車スペース等につきましては、災害時の避難所等としても活用することを見込み、町で整備する予定としております。また、借入金に対する利子補給制度を平成24年度に創設する予定としております。これは、これまで与謝野町内で建設してきた特別養護老人ホーム等につきましては、京都府の利子補給制度でほぼ100%対象となりましたが、居室料の設定ができるようになった現在では、利子補給の対象が大きく削られ、わずかな額となりましたので、町独自の制度を創設

し、支援することとしております。

6点目の今後の福祉施策のあり方をどのように考えているのかのご質問ですが、与謝野町では近年、在宅サービスの充実を図ってまいりましたが、今回、これまでの方針を転換し、特別養護老人ホームを含む大型施設の整備を法人にお願いいたしました。核家族化が進行し、家族の支援が受けられない。また、受けることが難しい高齢者世帯が年々増加する中では、新しいサービスの開発を進めざるを得ない状況でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

この特別養護老人ホーム事業が終了した後の高齢者福祉に関しましては、再度、地域密着型福祉サービスの普及、充実を目指し、負担感の少ないきめ細やかなサービスの推進を図りたいというふうに考えております。また、障害者福祉に関しましては夢おりの郷設置から10年以上が経過し、入居者家族の高齢化はもとより、入所者本人の高齢化も問題となっております。また、景気低迷が続く中で、障害者が自立して生活するという環境が整いがたい状況になっております。そうした中で地域共生型福祉施設やリフレかやの里、さらには丹後福祉応援団によります加悦生活圏域で初めての障害者グループホーム、ケアホームの設置という新しい動きが出てきましたので、これをテコとした新たな福祉の形を目指したいというふうに考えております。

最後に地域共生型と名を打っておりますように、福祉関係者と行政だけでは、これらの福祉は到底成り立たないと考えますので、町民の皆様の自助、共助によりまして与謝野町が本当に安心して暮らせる町になるようご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

2番目のご質問、椿サミットについてお答えいたします。議員からは機会あるごとに椿サミットの誘致についてご質問をいただいておりますので、私の思いは十分ご理解いただいていることと思っておりますが、昨年6月議会の一般質問でお答えしておりますように、椿サミットを受け入れるだけの気運の醸成が整った段階で手を挙げるのが大切であり、その前段として日本ツバキ協会、京都千年ツバキの里支部、ツバキ保存会、地元関係者の皆様はもとより観光協会と町が十分議論し、一定の方向が導かれた段階で手を挙げるべきというふうに申し上げます。また、そのための先進地視察や地元協議を行うとの答弁もさせていただきました。

商工観光課が平成21年3月に開催されました第19回全国椿サミット南砺大会の視察を行っておりまして、報告では参加希望が300人から400人で、事業費約250万円であったと聞いております。主催は市で、受入体制は実行委員会を組織しての取り組みで、サミット会場や交流会会場等の施設は体育館であっても問題はないとのご指導もいただいております。椿サミットの開催を通じて与謝野町を知っていただき、地元の皆さんが、もてなしの気持ちで対応できれば成功するとの先催地からのアドバイスを受けております。また、この間に地元調整も行っておりまして、サミット誘致に前向きなご意見もいただいております。具体的には千年ツバキを見てもらうことはもちろん、沿道の椿の手入れや公園内の椿の環境整備、さらには町の木として、先ほどご質問がありましたように、職員も含む町民の皆さんの意識の高揚を、それぞれの立場で図ることも開催までに取り組むべきこととのご意見でございます。

次に、サミット誘致の事務的な流れでございますが、椿の関係市町で組織いたします全国椿サミット協議会に対し、開催の意思表示を行うこととなります。昨年6月議会に申し上げました段階では、今年度23年3月に開催されますのは岩手県大船渡市、24年3月は山口県萩市、25年3月は沖縄県国上村、大宜見村、本部町の、これ3町合同で行われる予定でございました。

その後、26年3月には四国の松山市が誘致を今回の大船渡市で正式に表明されることが確認されております。したがって、当町が最短年度で開催できますのは、26年度、27年3月となります。

冒頭に申し上げましたが、それぞれの役割分担を推進することが誘致実現の限りあるというふうに申し上げておりますが、この間に整備を図ってまいりました結果、平成26年度、27年3月の開催までの5年間には誘致に対する思いは醸成できるものと受けとめさせていただきましたので、今回の大船渡市には参加できませんが、来年、山口県萩市での椿サミットにおいて27年春のサミット誘致を表明したいというふうに考えております。

今後は表明に向けまして、日本ツバキ協会等の関係機関と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、今田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 今田議員の質問の途中ですが、午後4時5分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時52分）

（再開 午後 4時05分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、今田博文議員の一般質問を続行します。

今田議員

16番（今田博文） この辺できりをつけたらどうかという皆さんのご意見をいただきましたけれども、まだ、13分、時間がありますので、少しだけお聞きをさせていただきたいと。あれが残りですか。わかりました。そういうことで少しだけ、まだおつき合いをさせていただきたいというふうに思っています。

今、共生型福祉施設の関係で町長からる説明や答弁をいただきました。これで町民の皆さんにもわかりやすく伝わった部分もあったのかなというふうに思っております。60床できるということで大変楽しみといたしますか、期待をされている方もあるというふうに伺っております。180人待機者があって、3分の1の60人が解消できると、こういう数字の上ではそうなんですけれども、本当に困っている方、せっぱ詰まった方、そういう方と、とりあえず申し込んでおこうと、言い方は悪いですよ。方とかなりの温度差があるのではないかなと、180人の中には、そういうふうに思っています。

そこで60人、あそこに入所をされたら、そういうせっぱ詰まった方、本当に困っておられる方というのは、解消ができるんだらうと、私は想像しますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その数字の中身によりまして、程度がいろいろとございますし、この場でなかなかお答えすることはできないと思いますし、おおよその予測としては福祉課でもわかるかと思えますけれども、やはり実際に稼働してみないとわからない点が多々あるのではないかなというふうに思います。その点で補足があったら福祉課のほうから説明をさせます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま今田議員からご質問をいただきました、本当に困った方ということで対応ができるかというご質問でございますけれども、今までは、例えば、この特別養護老人ホームに入って胃ろう、胃に直接、栄養を入れるという方で、入所されていた人が、そういった状態に

なられたら、割と、その施設で引き続きということがあったんですが、入所前に、そういった方については、なかなかお世話が大変だということで入りにくかったような状況です。それが今回、地域共生型ということで、ここの訪問看護ステーションも、この地域の中にありますので、そういった方も受け入れるような状態があって、そこの部分については、本当に困った方についても今回の施設整備によりまして受け入れができるような体制ができたというように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それから、もう1点は介護保険の保険料の問題です。今、町長から答弁がありましたように、この施設ができますと、500円から600円は上がってくるというお話がありました。今、与謝野町が4,440円ぐらいですね。これに500～600円足しますと5,000円近い数字になってくるというふうに思っています。厚労省の試算では、質問の中でも言いましたように5,200円ぐらいまで保険料を上げなければ、この第5期の運営というのは非常に難しい部分があるというふうに厚生労働省も試算をしております。もちろん公費が50%、保険料が50%、自助、共助、公助の世界ですから、もちろん保険料の負担、サービスに見合った負担というのは、それは当然といえば当然かもわかりません。しかし、先ほど赤松委員長も言われましたように、国保も上がる、しかし、3年連続で上がると、こういう状況もあります。そして、最近、新聞でも報道されておりますように、非常に原油が上がってきました。そして、それにつれて、いろんなものが上がる、食料も上がる、それからコーヒーも上がる、小麦粉も上がる、ガソリンはもちろん上がる、電気料も上がるというふうに言われております。非常に町民の皆さんにとっては厳しい、苦しいことになるのではないかなというふうに思っております。5,000円を超える介護保険料の負担というのは非常に、これも厳しい部分がある。5,000円を超えると、これは個人の限界だというふうにさえ言われておりますけれども、今の試算では5,000円を辛うじて下回ると、こういう状況の試算でございますけれども、ぜひ、この第5期においては、十分試算をされていない部分もあるというふうに伺いますけれども、5,000円を上回らないような保険料の設定というのは、私は必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、その点では、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど町長がお答えさせていただきましたように、特別養護老人ホーム部分につきましては500円から600円ということで、今、議員さんから言っていただきましたので、現在の介護保険の月額保険料といいますのは4,442円と、これ基準額となっております。それに600円足しますと5,000円を超えてしまうということでございます。

先ほど言いましたのは、特別養護老人ホーム部分だけでございますので、今後についても、この地域密着型施設を、それでは、もうこれでやめたらいいわということにはなりません。地域密着型につきましても、現在、加悦地域に1カ所、それから、野田川地域に1カ所ということで整備をし、また、岩滝地域にも順次進めておりますので、今後についても、その地域密着型サービスの部分については、進めていかなければならないというふうに思っております。

しかし、この60床ができましたら、すぐに60人分がぼっと上がるというのではなしに、特別養護老人ホームの待機者の場所というのが老健施設であったり、病院であったり、そういったところをご利用されておりますので、老健施設等を利用されている方が特別養護老人ホームに移

られるといった方々もございますので、そのあたり、いろんな要素が絡んでまいりますので、これは、そして決算を打った段階での繰越金でありますとか、積立金等を今後、その保険料軽減に充てていくのかということもございますので、いろんな要素が集まった、この23年度分、1年間ございますので、そのあたり十分研究をしながら保険料設定についてをしていきますので、そのあたりにつきましては、また、議員さんの中で中間等の報告等もさせていただきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それから、いよいよ工事が進むわけですがけれども、この間、教育委員会から調べていただきまして、通学路の地図をいただいたんですけれども、あそこは小学校があり、保育園もあり、それから、中学校もあります。あの一体、もうほとんど通学路なんですね。中学生が自転車で通う、小学生が歩く、そして、保育園の送迎の車の出入りがある。非常に人の行き交う、人の出入りが激しい道路といいますか、あの周辺の環境だというふうに思います。そこに、あそこで工事が発生する。そして、いろんな工事車両なり関係者が出入りを頻繁にされるということになります。一番心配なのは、やはり子供たちが事故に遭わないか、安心・安全に通学、下校ができるか、このことが非常に心配されるわけですがけれども、施主は、いわゆる法人であったり、NPOであったり、そういう方が工事を発注をされるわけですがけれども、町としても、ぜひあそここの、いわゆる安全確保、そういった部分には注意を払っていただきまして、その喚起、あるいは、その事業者申し入れるとか、いろんな形で、あそここの安全対策を、ぜひ図っていただきたいなというように思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういった子供たちの安全確保ということは、大事なことですし、具体的な中身につきましては、副町長のほうから答弁させていただきます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私のほうから少しお答えをさせていただきたいと思います。

今田議員のご心配はもつともございまして、保育所あり、小中学校ありという地域でございますので、本当に、そのことは気になるところであります。議員もご承知だと思いますけれども、加工場跡の施設整備もございまして、それから、現在、操業をされておられます工場が横にあります。その増設の予定があるということも、この間、申し上げておりますので、それらが同じ時期に重なってしまいますと、本当にダンプカー一つとりましても、たくさんの台数のダンプカーが行き交うことになって、非常に危険な状態が予測されますので、それは工程なるべく重複しないような形で、そして、地域住民の方が不安に思われることがないように、例えば、福祉施設の整備に関しましては、先ほど町長がお答えしましたように、この夏場は事務的な補助金とか、借入金の事務に大体充てられるようではございますけれども、実際に工事が入られる前、工程が明らかになった段階では、地元の説明会も予定をされておりますし、それから、先ほど申し上げましたように、横の工場の増設につきましては、できましたら、福祉の施設整備が動き出す前に、そここの工事が終了するようというところで、それぞれ工場のほうと福祉のほうとも調整をいただいておりますし、今後、地元説明の中で明らかになると思いますけれども、通学時間帯は車が通らないようにするとか、台数を減らすであるとか、そういったことは、それぞれ福祉関係のほうも、

それから工場のほうも十分考えていただけるものだというふうに理解をいたしておりますし、そういうことが進みますように福祉課のほうとも相談をしてみたいと思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 安全対策には十分配慮をしていただいて、指導も、今後、お願いしたいというふうに思っています。

この間、新聞に載っておりましたけれども、中学生の事故、何と交通事故の86%が自転車に乗っておったときの事故なんですね、中学生は。それから、小学生でも自転車事故というのは60%、高校生で71%、ほとんどの交通事故が自転車に乗っておったときに遭遇するといえますか、交通事故に遭う、この確率が非常に高いと、こういう統計が出ております。ちなみに一般の方は20%ですから、かなり小中高校生の自転車事故というのは多いということも、ぜひ頭に入れておいていただけたらありがたいなというふうに思っております。

それから、あそこで工事が始まりまして、非常に大きな工事だというふうに認識をしています。総額で、軽く10億円は超えるんだろというふうに思っておりますけれども、非常に大きな特養であったり、いろんな福祉の施設でありますから、町の単独の業者が入札で落とすというのは、難しい部分があるのかなというふうにも思っております。しかし、下請については、十分、町の業者でも対応できるというふうに思っております。このことについても、ぜひ、町からも助言をしていただいて、指導できる部分は指導もしていただく。あるいは入札のときに業者と、そういう一筆、いわゆる地元の下請を使うという一筆というのは、入れられるものか、そんなことは無理なのか、どのようになっておりますか。わかっておりましたらお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） それぞれの法人が工事を発注されるということになりますので、町からは、そうしたことに地元の業者を使っただけきたいということは言えても、私、これ全くの何のあれもない中ですので、あまり中途半端なことを申し上げるとあれなんで、ちょっと福祉課長のほうから答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今回の特養建設について、大きな工事ということで町内業者をとというようなご意見をいただきました。先ほど町長が申し上げましたように、工事の主体といたしますのが町ではございません。その法人が、どこまでそういった契約の中でうたえるかというのが、私、十分理解をいたしておりませんが、この特別養護老人ホームの建設に当たりましては、この四つの法人と、それから町も入りまして、補助金の関係、また、町が避難場所として見なければならぬ用地等々の関係で、調整会議を行っておりますので、その場所では町のほうからも今、議員さんがおっしゃられましたとおり、町内の下請業者さんをなるべく使ってほしいというようなことも申し上げておりますので、それについては、その法人のほうも勘案していただけるものと、このように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今後も町にアドバイスを求めたり、相談というのはあるんだろというふうに思っておりますので、機会、機会をとらえていただきまして、ぜひ、地元業者も下請で参入できるというふうな形がとれますように、ぜひお力添えをいただきたいというふうに思っています。

それから、大きな施設ができ、介護職員というのは、かなりの人数が要るわけですが、非常に人材確保というのが難しい部分があると、特に福祉というのは、そういう分野であるというふうにも伺っております。そして、非常に給料というのが安いんですね、大変な仕事をさせていただいておる割には介護職員、ヘルパーの年収というのは320万円ぐらいしかございません。そのほかの福祉を除いた全業種、これは430万円ほどあります。そして、ここに座っておられます公務員の皆さんは650万円ぐらい年収があるというふうに言われております。非常に開きがある。そして、フルタイムといいますか、夜間もあり、早朝もあり、夜中まで働かんなん、こういう仕事で大変だというふうに思っております。

しかし、施設を開設する以上、そうした人の力、マンパワーというのは非常に大事な部分、必ず必要になってくる部分でございます。そういった部分での町の施策といいますか、力添えといいますか、そういった部分では今どのような施策を講じておられますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この細かい詳細なことになりますので、私のほうからお伝えをさせていただきたいというふうに思います。今おっしゃられましたように、本当にそういった福祉施設で働いていただいている方につきましては低賃金でお世話になったというようなことがありまして、それではだめだということで、ご承知のとおり第4期の計画におきまして3%の人件費の上積みということで、これは国のほうが決めて、介護給付費の費用額の中に上積みをされたということでございまして、若干は第4期で、第3期に比べますと、そういったことで人件費のアップが図られております。そのように町のほうで独自に、その人件費補助とか、そういったことはできませんけれども、一つとしましては、やはりマンパワーの育成ということでヘルパーの報告をさせていただきますと、過去3年間にわたりまして社会福祉協議会のほうにヘルパーの人材育成をしていただきました。この3年間で、36人ずつ3年間、合計108名の方がヘルパーとしてお世話になっておりますが、これは宮津市と伊根町と与謝野町と、合同でやっております、大体6割から7割ぐらいが与謝野町の方が受けていただいております。

そういった研修費用につきまして、町のほうも支援させていただいて、目に見えませんが、そういったところで町のほうも支援させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

なお、平成23年度予算のことについて、まだ、ご審議いただく前なんですけれども、平成23年度につきましても、与謝野町単独でも、このヘルパー研修はやりたいというような意気込みを持っておりますので、そういったことで人材の育成をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） この介護報酬を上げるには、私は、この今の仕組みというのを、もう少し変えてこなければ、当然無理だと、全業種と100万円、年収で100万円の差があるわけですから、これを少しでも縮めようと思うと、やっぱり公費5割、保険料5割、この割合を変えてこなければ、私は解決しない問題だというふうに思っています。これは町でどうこうできる問題でもありませんし、当然、国がかかわって、やっぱり政治が変えていくということが必要だろうと思っています。いろいろと申し上げましたけれども、ぜひスムーズな工事の進捗といいますか、進行が

できますように、ぜひ町も力添えをいただいておりますけれども、さらにまた、今、申し上げました、その下請の問題でありますとか、あるいは交通の問題でありますとか、いろんな部分で、また、ご指導なりご助言がいただけたらというふうに思っています。

それから、椿サミットについては、町長、非常にありがたいお答えをいただきまして、来年、山口でしたか、山口に行って、みずから手を挙げたいと、こういうお話をいただきました。非常に、私も今回で3回目、椿サミットについて質問をさせていただきまして、やっぱり三度目の正直というのはあるんだなというふうに今、改めて認識しております。これは町長、おっしゃいましたように、町だけでどうこうする問題でもございませぬし、地元はもちろん率先して、この取り組みと申しますか、こういうことに向かって頑張っていかなければならないという認識も、私も地域の一員として思っておりますので、ぜひ、そのこともご理解いただいて、ぜひ、今後一緒に頑張って椿サミットを誘致をして成功に導くようにお互いに町と連携しながら頑張っていきたいというふうに思っておりますけれども、一番心配なのは、それまでに選挙がありますね。町長、どうされるかわかりませんが、選挙があります。今は太田課長ですけれども、課長も恐らくかなりのお年でございますので、それまでに定年をお迎えになるんだろうというふうに思っています。このことが一番心配でございますけれども、ぜひ、身を引かれても、次の方にぜひ引き継いでいただいて、このサミットに向けてご支援と申しますか、ご協力がいただきたいと思います。

以上、終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一度も身を引くということは言っておりませんので、どうなるかは、これはわかりませんが、やはり議会や、こうして町で決めたことですので、町として手を挙げてまいりますので、そのことが次に引き続いて、もうそんな町の本が、ころころ変わったりはいたしませんので、やっぱり町の本として町の町民みんなで盛り上げていこうということでございますので、これはきっちりと進めていく方向で頑張りたいと思います。

1 6 番（今田博文） 終わります。

議 長（井田義之） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

スムーズな進行に、ご協力ありがとうございました。

本日は、これにて散会をします。

次回は明日、3月11日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

大変お疲れさまでございました。

（散会 午後 4時31分）